

蓮田市国土強靱化地域計画

令和4(2022)年3月

埼玉県蓮田市

< 目次 >

第1章. 計画の概要	1
1. 趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 基本的な進め方	3
5. 地域の概況	4
第2章. 基本的な考え方	8
1. 基本目標	8
2. 事前に備えるべき目標（行動目標）	8
第3章. リスクに対する脆弱性評価	9
1. 想定するリスク	9
2. 脆弱性評価と強靱化のための推進方針	20
3. 脆弱性評価の結果と強靱化のための推進方針の設定	31
4. 重点的に推進する取組	65

第1章. 計画の概要

1. 趣旨

国では、近年多発する大規模な自然災害に対して、強くしなやかな都市づくりを平時から行うことを目的として、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、基本法)を制定しました。この基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる計画として、平成26年(2014年)6月に「国土強靱化基本計画」が策定され、平成30年(2018年)12月には、頻発する災害を教訓とした脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、計画が改定されました。

埼玉県においても、基本法に基づき、県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年(2017年)3月に「埼玉県地域強靱化計画」が策定されました。

本市では、「地域防災計画」を策定し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、防災行政の整備と推進を図っており、この計画に基づき、毎年の風水害に対応してきました。また、「業務継続計画」を策定し(平成27年(2015年)3月)、災害時に行政自ら被災した場合であっても、災害時の応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等が、適切かつ迅速に行われるように執行体制及び対応手順の整備、資源の確保等を進めてきたところです。

このような自然災害への備え、不測の事態への対応は、近い将来の発生が現実視される首都直下型地震等への備えとして重要です。その一方で、災害発生時の被害の軽減と迅速な復旧復興に向けて、周辺自治体や事業者・関係機関等との防災協定、包括連携協定の締結により官民連携の協働のまちづくりを推進するとともに、起きてはならない事態への対応、対策を図ることが喫緊の課題となっています。

本市では、国や県、周辺自治体、市民や事業者などの関係者が総力を挙げて、今後発生する確率が極めて高い自然災害に対して備え、事前の準備に取り組むことが重要との考えのもと、「蓮田市国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策及び事業を適切に推進することで、強靱でしなやかなまちづくりを計画的に進めていくものとします。

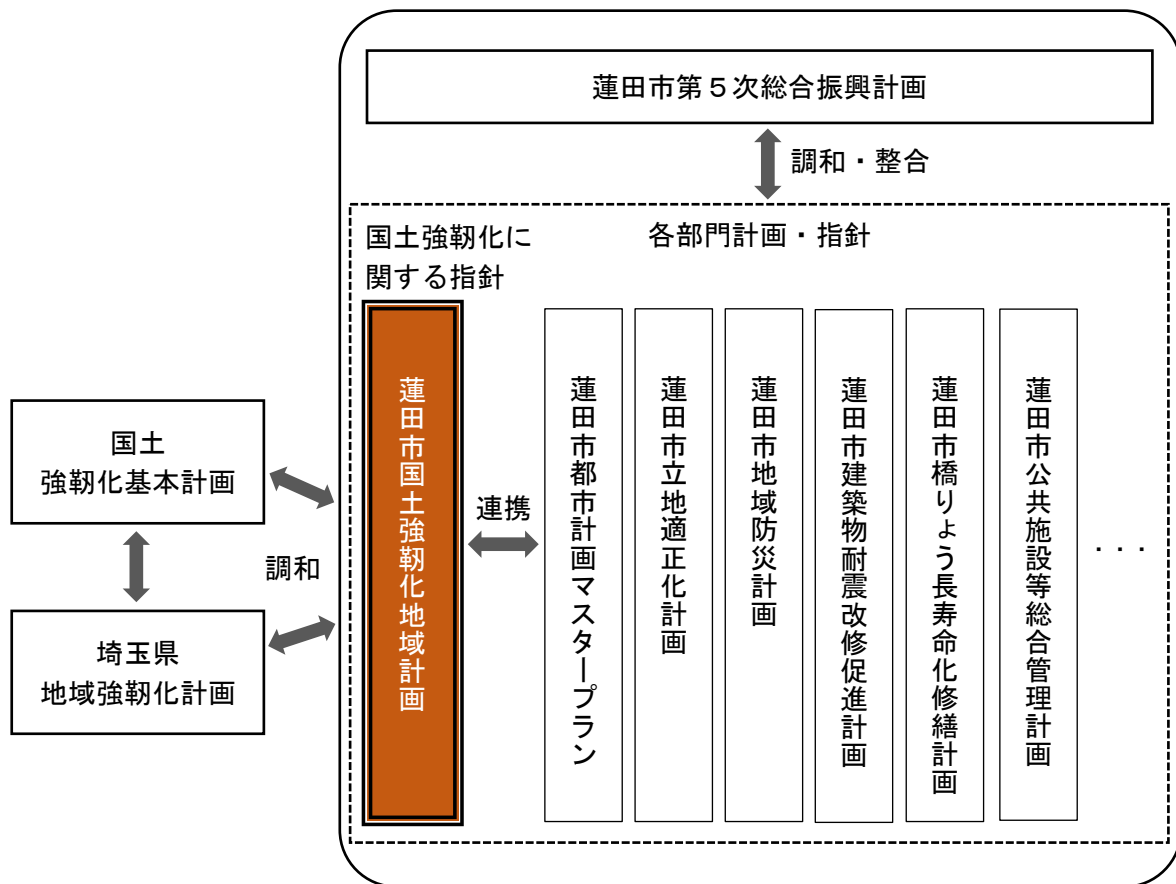
また、本計画の脆弱性評価と推進方針に基づき市域の強靱化を推進する主な事業を「市域の強靱化を推進する主な事業一覧」としてリスト化し、進捗状況の管理や具体的な個別事業の掲載等により適宜更新を行うことで、本計画と一体で、適切な運用を図ります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として定めます。

なお、本計画は、市政の基本方針である蓮田市総合振興計画及び実施計画、まちづくりの基本的な方針である蓮田市都市計画マスタープラン、蓮田市立地適正化計画及び災害対策基本法に基づく蓮田市地域防災計画等の関連計画との連携を図りながら、本市における国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として位置づけるものです。

■蓮田市国土強靱化地域計画の位置づけ



3. 計画期間

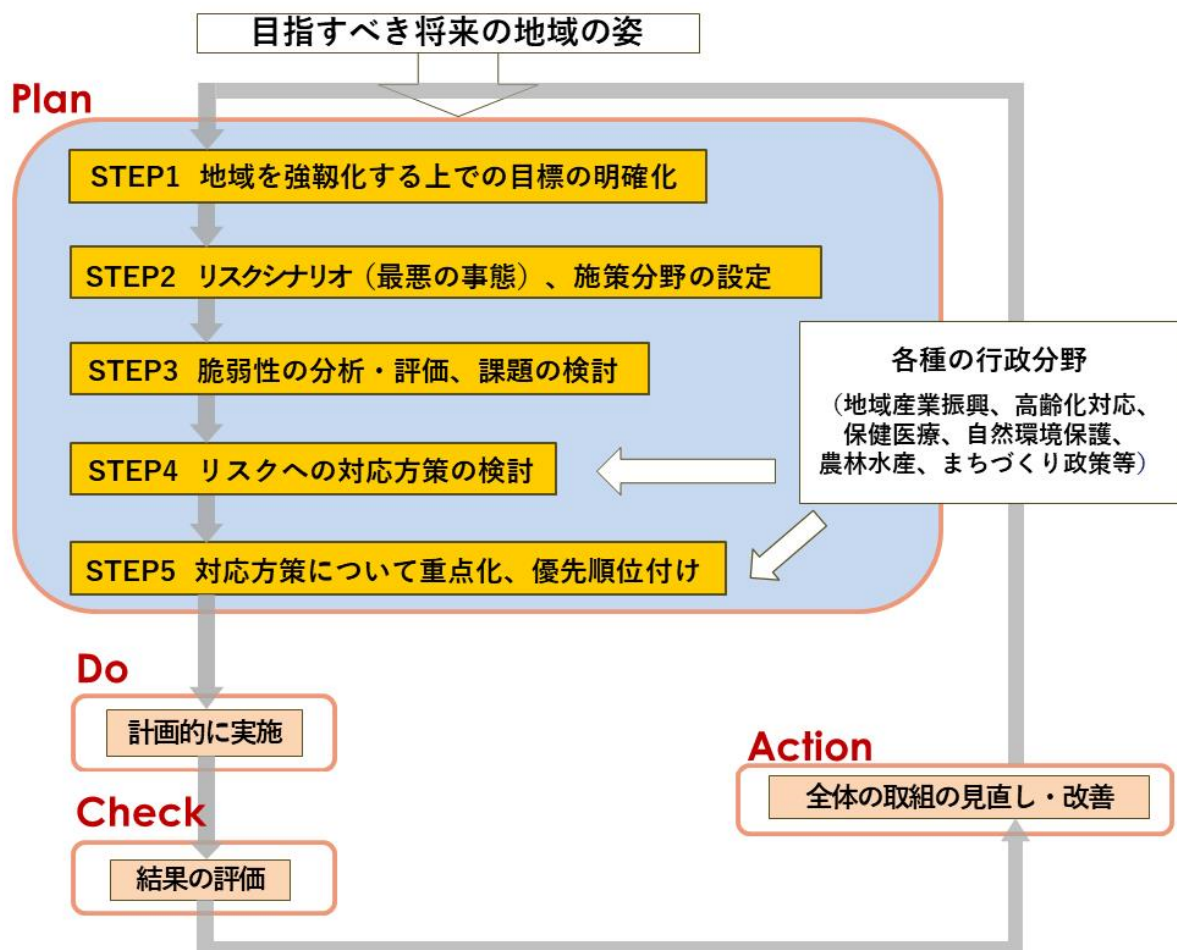
本計画は中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、計画の対象期間を令和4年度（2022年）から令和13年度（2031年）までの10年間とします。

4. 基本的な進め方

国土強靱化は、国・地方のリスクマネジメントであり、下図のPDCAサイクルを繰り返すことによる取組推進を基本とします。

本計画は蓮田市第5次総合振興計画（計画期間：平成30年（2018年）～令和9年（2027年））や関連計画等の改定、社会情勢等の変化や取組の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

■PDCA サイクルイメージ図



資料：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）策定・改定編

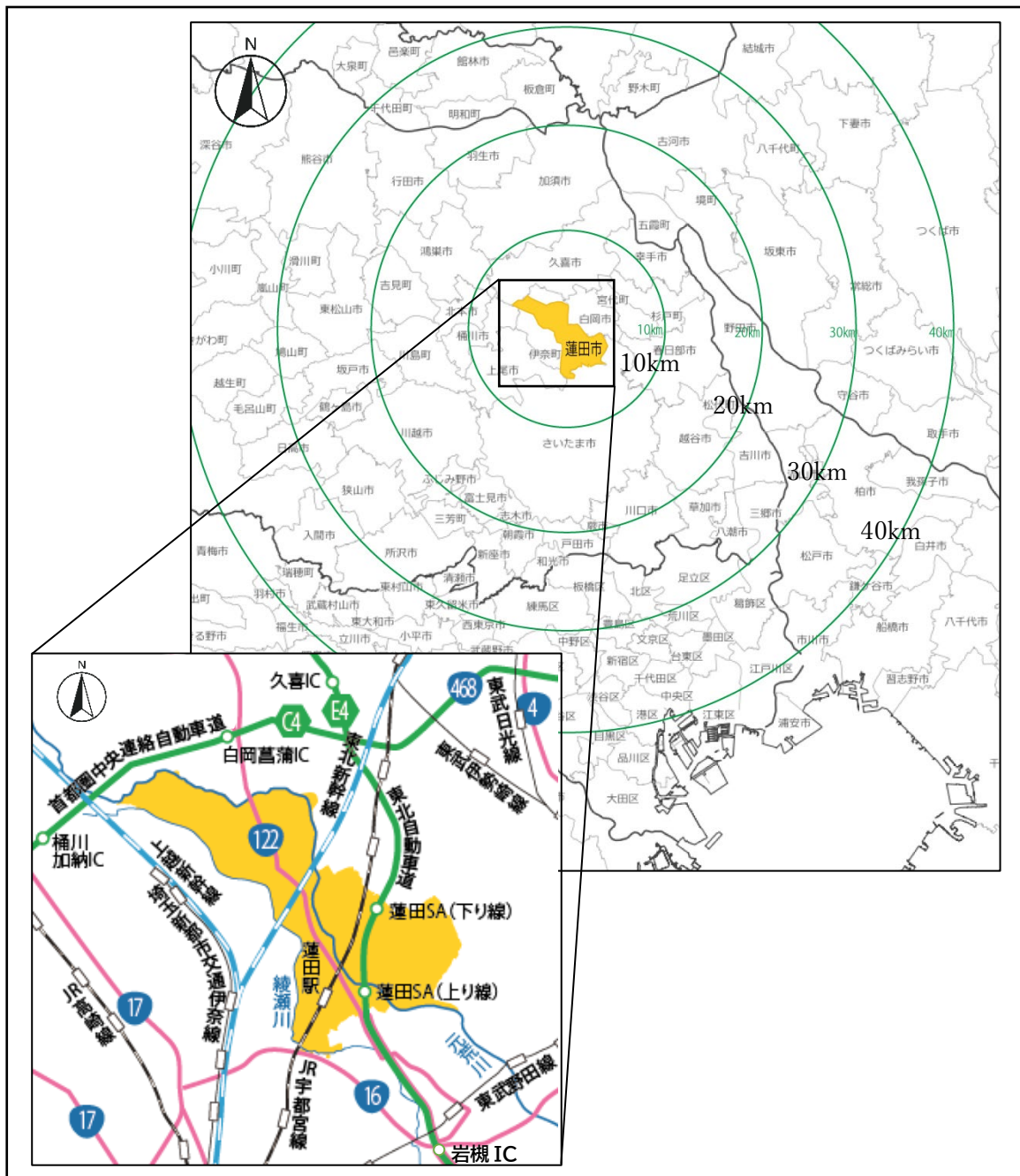
5. 地域の概況

(1) 位置・面積

本市は、関東平野の西部、埼玉県の東側中央部に位置し、東京都心部まで約40kmの距離にあります。隣接自治体には、久喜市、白岡市、さいたま市、上尾市、伊奈町及び桶川市があります。

大宮台地分布区域に区分され、概ね平坦で北西から南東に長い地形となっており、面積は埼玉県全体の約0.7%にあたる27.28km²です。荒川と江戸川に挟まれた、中川の支流元荒川の流下地域であり、元荒川に沿って低地が形成されています。

■ 蓮田市の位置



(2) 河川

本市を流れる河川は、市の北西部に隣接する白岡市との行政界を流れた後、市の中央を南東に流下して、市の南東部に隣接するさいたま市との行政界を流れる元荒川と、市の西側に隣接する伊奈町との行政界を流れる綾瀬川とがあります。

元荒川は延長 60.7 km、流域面積 208.9 km²、綾瀬川は、延長 49.0 km、流域面積 165.2 km²で、どちらも利根川水系の一級河川です。

(3) 気候

本市の最寄りの気象官署であるさいたま観測所（アメダス観測所）において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、以下の表のとおりです。

降水量のうち日降水量の最大値は、令和元年（2019年）10月12日に台風19号により記録した288mmとなっています。

気温は、日最高気温が平成30年（2018年）7月23日に記録した39.3℃、日最低気温は平成30年（2018年）1月26日に記録した-9.8℃となっています。

風向・風速のうち、日最大風向・風速は令和元年（2019年）10月12日に記録した西北西の風17.9m/s、日最大瞬間風向・風速は平成30年（2018年）10月1日に記録した南の風32.2m/sとなっています。

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

順位 要素名	1位	2位	3位	4位	5位	統計 期間
日降水量 (mm)	288 (2019/10/12)	210 (1991/9/19)	200 (1982/9/12)	199 (1976/9/9)	193 (1996/9/22)	1976/4 2021/6
日最大 10分間 降水量 (mm)	24.0 (2018/9/1)	20.5 (2020/8/12)	20.5 (2018/8/27)	18.5 (2017/8/19)	17.0 (2015/8/14)	2008/12 2021/6
日最大1 時間降水 量(mm)	59.5 (2011/8/19)	59 (1993/6/21)	53 (2005/9/4)	51.0 (2016/8/22)	50.0 (2018/8/27)	1976/4 2021/6
年降水量 の多い方 から (mm)	1910 (1991)	1815 (1998)	1703 (2006)	1608 (2000)	1573.5 (2019)	1976年 2020年
年降水量 の少ない 方から (mm)	784 (1984)	875 (1978)	973 (1994)	1040 (1987)	1085 (1996)	1976年 2020年
日最高気 温の高い 方から (℃)	39.3 (2018/7/23)	38.7 (2020/8/11)	38.7 (2018/8/26)	38.7 (1997/7/5)	37.9 (2010/8/16)	1977/12 2021/6
日最低気 温の低い 方から (℃)	-9.8 (2018/1/26)	-8.8 (1978/2/2)	-8.7 (1984/2/9)	-8.6 (2018/1/24)	-7.8 (1990/2/2)	1977/12 2021/6
日最大 風速・ 風向 (m/s)	17.9 西北西 (2019/10/12)	17.5 北北西 (2019/9/9)	16.0 南南西 (2010/3/21)	14.7 北西 (2016/8/22)	14.6 北西 (2017/10/23)	1977/12 2021/6
日最大瞬 間風速・ 風向 (m/s)	32.2 南 (2018/10/1)	29.4 南 (2011/9/21)	28.7 西北西 (2019/10/12)	27.6 東 (2018/8/27)	27.5 北北西 (2019/9/9)	2008/12 2021/6

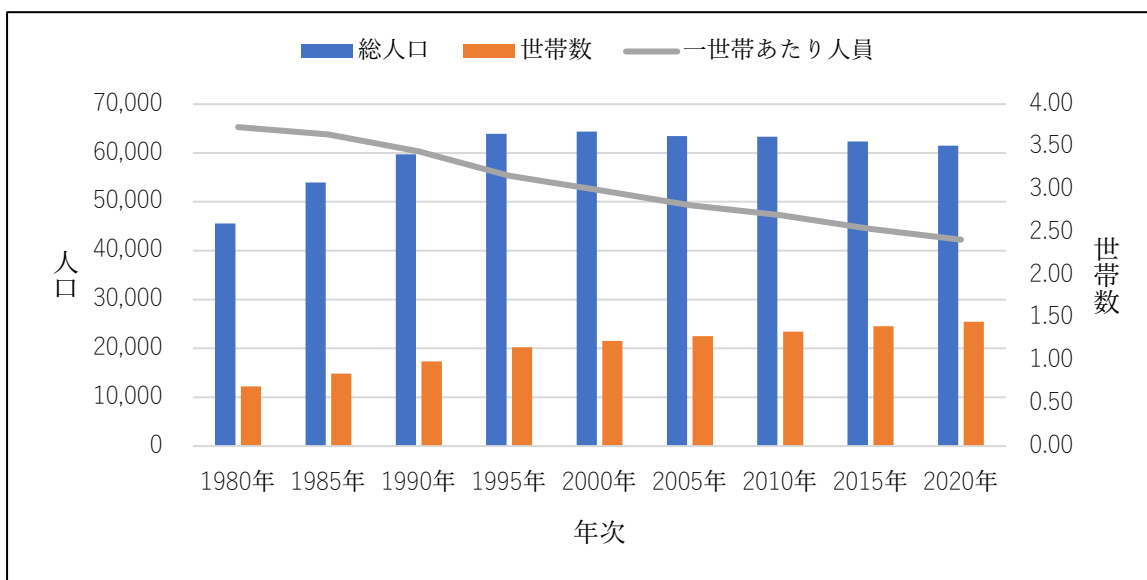
※さいたま観測所（アメダス観測所、さいたま市桜区大字宿、昭52.12.22観測開始）

資料：蓮田市地域防災計画

(4) 人口

本市の人口は、令和2年（2020年）が61,499人で、平成12年（2000年）頃から減少傾向にあります。一方、世帯数は25,474世帯で、増加傾向にあります。一世帯あたり人員は2.41人で一貫して減少傾向が続いています。

■人口、世帯数の推移



資料：国勢調査

■人口と世帯数

[令和2年（2020年）]

世帯数 (世帯)	人口 (人)			1世帯あたり 人員	人口密度 (人/km ²)
	計	男	女		
25,474	61,499	30,468	31,031	2.41	2,254

資料：国勢調査に基づき作成

第2章. 基本的な考え方

1. 基本目標

国土強靱化基本計画及び埼玉県地域強靱化計画との調和を図りつつ、本市の地域特性を踏まえて、4つの基本目標を設定します。本計画は、いかなる自然災害が発生しても、以下の基本目標の下、市域の強靱化を推進するものです。

- I 住民の生命を守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響を軽減すること
- III 住民の財産及び公共施設の被害を軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

2. 事前に備えるべき目標（行動目標）

4つの基本目標をより具体化し、事前に備えるべき目標を次のとおり設定します。

- 1 被害発生抑制と軽減により人命を保護する
- 2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 4 災害後に必要不可欠な行政機能を確保する
- 5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保する
- 6 経済活動機能を維持する
- 7 二次災害を防止する
- 8 災害発生後、迅速な再建・回復を実施する
- 9 帰宅困難者に対応できる環境を整備する

第3章. リスクに対する脆弱性評価

1. 想定するリスク

国土強靱化基本計画及び埼玉県地域強靱化計画が大規模自然災害を想定していることを踏まえて、本計画においても、自然災害等を対象に設定します。

本市において被害をもたらすと想定される自然災害等のリスクとして、蓮田市地域防災計画における過去の災害履歴や地域特性から、「(1)地震」、「(2)水害」、「(3)大雪」、「(4)竜巻(突風)」、「(5)放射性物質事故」を設定します。

また、本計画で取り扱う自然災害等に伴う建築物の倒壊や火災の発生、避難所における疫病や感染症の拡大などの関連事項について、考慮しながら策定を進めます。

(1) 地震

<1> 地震履歴

埼玉県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震です。相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、大正12年(1923年)の関東地震(M7.9)があり、県内のほぼ全域で震度5～6の揺れとなり、死者・行方不明者343名などの被害が生じました。

陸域の浅い場所で発生し、本市に被害をもたらした地震としては、昭和6年(1931年)の西埼玉地震(M6.9)がよく知られています。この地震により、県内の広い範囲で震度5程度の揺れとなり、県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に死者11名などの被害が生じました。この地震は、関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されていますが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震(断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震)ではないと考えられています。また、遺跡調査などによると、弘仁9年(818年)の関東諸国の地震(M7.5以上)による可能性がある地割れや噴砂が、埼玉県や群馬県の遺跡で見出されています。なお、この地震は関東平野北西縁断層帯で発生した可能性があります。また、慶安2年(1649年)の武蔵・下野の地震(M7.0±1/4)は立川断層帯で発生した可能性があるとして指摘されています。

荒川河口付近で発生した安政元年(1855年)の江戸地震(M6.9)は、陸域の浅い場所で発生した地震です。沈み込んだフィリピン海プレートに関する陸域のやや深い場所で発生した地震だったかは明確ではありませんが、県東部を中心に強い揺れが生じ、大きな被害が発生しました。

さらに、沈み込んだ太平洋プレートに関する陸域の深い場所で発生した地震としては、東京地震と呼ばれる明治27年(1894年)の地震(M7.0)による被害が知られています。周辺地域で発生する地震や東海沖など太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがあり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震では、県内で死者1名、負傷者104名などの被害が発生しました(平成25年(2013年)3月11日現在、消防庁調べ)。

このような地震発生に伴う災害として、建築物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災、市街地での火災旋風等が考えられます。

■本市の地震災害の履歴

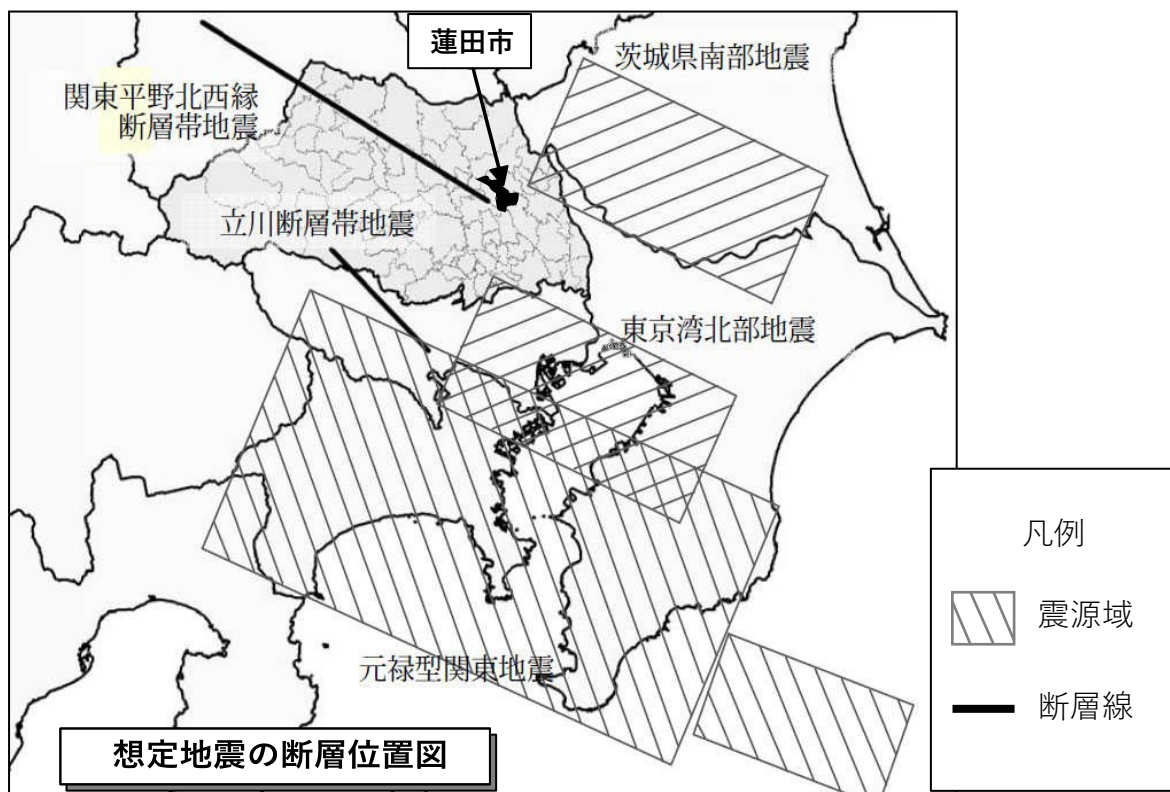
暦年	地震
安政元年（1855年）	安政江戸地震
明治27年（1894年）	東京湾北部地震
明治28年（1895年）	霞ヶ浦付近の地震
大正12年（1923年）	関東大地震（M7.9）
昭和6年（1931年）	西埼玉地震（M6.9）
平成23年（2011年 3月11日）	東日本大震災（M9.0） 蓮田市震度5弱

資料：蓮田市地域防災計画

〈2〉 想定地震

埼玉県で想定されている地震は、東京湾北部地震（M7.3）、茨城県南部地震（M7.3）、元禄型関東地震（M8.2）、関東平野北西縁断層帯地震（M8.1）、立川断層帯地震（M7.4）があります。そのうち、本市で最も被害をもたらすと考えられているのは、関東平野北西縁断層帯地震（M8.1）で、次に、茨城県南部地震（M7.3）とされています。なお、関東平野北西縁断層帯については、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定しています。

■想定地震の断層位置図



資料：蓮田市地域防災計画

(2) 水害

<1> 水害履歴

ア 洪水

市内では、昭和 22 年（1947 年）のカスリーン台風により、利根川が決壊したため、被害が発生しました。

県内では、令和元年（2019 年）10 月の台風 19 号の記録的な大雨により、都幾川や九十九川などの堤防が決壊し、東松山市で床上浸水 592 戸、床下浸水 124 戸の家屋の浸水被害のほか、商工業施設や農林業にも大きな被害が生じました。

イ 内水氾濫

内水氾濫の記録として古くは、文政 6 年（1823 年）7 月、文政 6 年（1823 年）8 月、天保 7 年（1836 年）、安政 6 年（1859 年）8 月に被害がありました。

平成に入ってから、平成 3 年（1991 年）9 月の台風 18 号、平成 5 年（1993 年）8 月の台風 11 号、令和元年（2019 年）10 月の台風 19 号などで複数の地域が浸水し、被害が発生しました。昭和 60 年以降の市内の主な水害記録を以下に掲載します。

■昭和 60 年以降の市内の主な水害記録

暦 年	浸水状況	浸水地区
昭和 60 年 (1985 年)	床下浸水	八幡溜、浮張
昭和 61 年 (1986 年)	床上浸水	八幡溜、緑町
	床下浸水	八幡溜、緑町、浮張、西新宿
平成元年 (1989 年)	床下浸水	浮張
平成 3 年 (1991 年)	床上浸水	浮張、緑町、椿山、西新宿、閨戸北原、桑原、川島
	床下浸水	浮張、緑町、椿山、西新宿、桑原、川島、関山
平成 4 年 (1992 年)	床下浸水	浮張
平成 5 年 (1993 年)	床上浸水	八幡溜、浮張、椿山、川島
	床下浸水	八幡溜、浮張、椿山、緑町、西新宿、閨戸北原、上閨戸、天神台、関山
平成 8 年 (1996 年)	床下浸水	八幡溜
平成 10 年 (1998 年)	床下浸水	浮張、上閨戸、駒崎
平成 17 年 (2005 年)	床上浸水	浮張
	床下浸水	浮張
平成 20 年 (2008 年)	床上浸水	浮張
	床下浸水	浮張、西新宿
平成 25 年 (2013 年)	床下浸水	西新宿
令和元年 (2019 年)	床下浸水	浮張、緑町、椿山、西新宿

※浸水地区の表示に係る字名は以下のとおり

- ・八幡溜（大字蓮田字八幡溜の一部）
- ・浮張（大字駒崎字浮張の一部、大字閨戸字浮張飛地及び字栗崎の一部）
- ・閨戸北原（大字閨戸字北原）
- ・桑原（大字蓮田字桑原）
- ・天神台（大字江ヶ崎字天神台）

資料：「被害状況調書」（蓮田市危機管理課作成）

〈2〉 浸水想定区域（国管理河川）

想定される水害として、溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良からおこる内水氾濫があります。このうち、大きな被害を生じるのは外水氾濫ですが、昭和 22 年（1947 年）のカスリーン台風において、利根川が決壊した際に被害が発生しています。

洪水時、本市に影響を及ぼすと考えられる荒川、利根川及び小山川は、洪水予報河川となっていることから、水防法第 14 条に基づき、降雨により氾濫が起きた場合に被害が想定される区域を浸水想定区域として指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知されることとなっています。

荒川、利根川及び小山川について指定・公表されている浸水想定区域は、次のとおりです。

■ 荒川、利根川及び小山川の浸水想定区域について

指定河川名	浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	指定の前提となる降雨
荒川	荒川水系荒川浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	平成 28 年 5 月 30 日	荒川流域の 3 日間総雨量 632mm
利根川	利根川水系利根川浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	平成 29 年 7 月 20 日	利根川流域、 八斗島上流域の 3 日間総雨量 491mm
小山川	利根川水系小山川浸水想定区域図 (大臣管理区間※)	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	平成 29 年 7 月 20 日	利根川流域、 八斗島上流域の 3 日間総雨量 491mm

※大臣管理区間：小山川左岸(埼玉県深谷市高島宇前久保 50 番 3 地先新明橋下流端から利根川への合流地点まで)小山川右岸(埼玉県深谷市石塚宇住殿 621 番 2 地先 新明橋下流端から利根川への合流地点まで)

資料：蓮田市地域防災計画

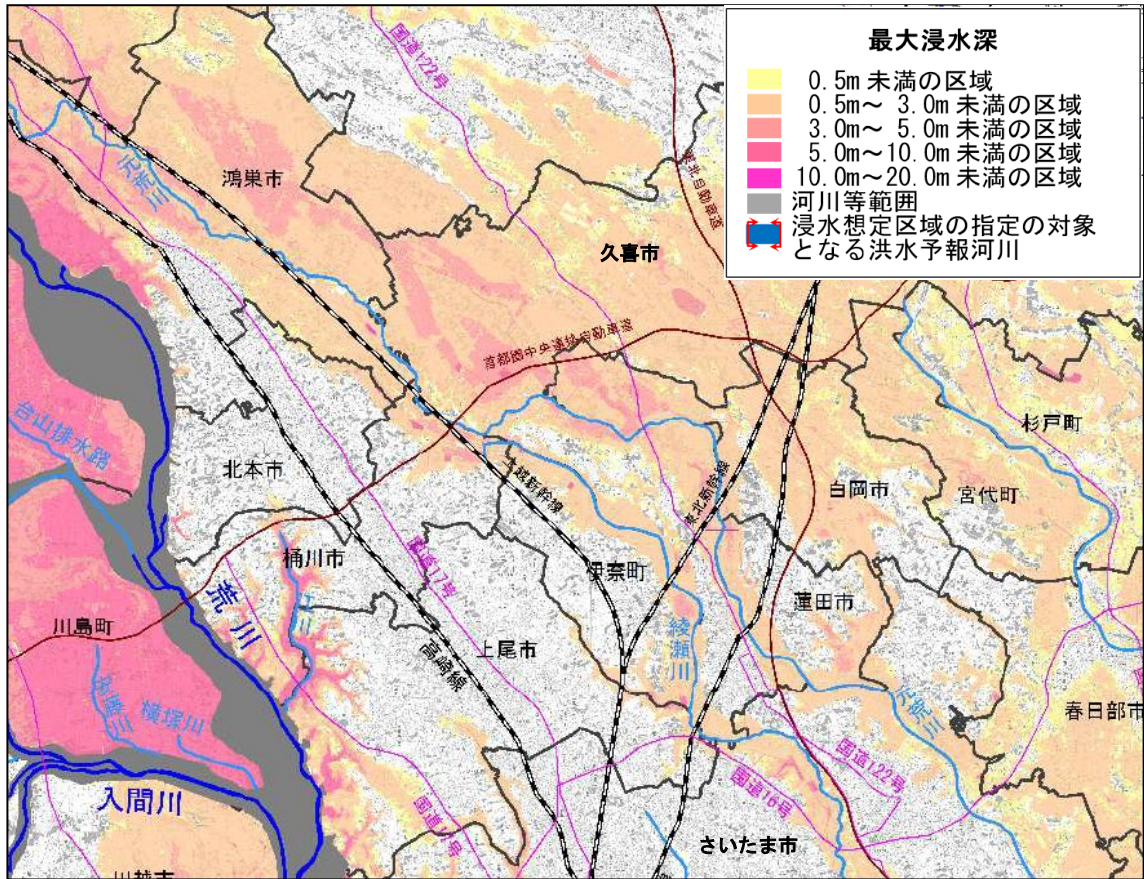
ア 荒川浸水想定区域

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所では、平成 27 年 5 月の水防法の一部改正に伴い、想定され得る最大規模の降雨（荒川流域の 3 日間総雨量 632mm）によって荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めています。

荒川の氾濫水が本市に大きな影響を及ぼすと考えられる荒川左岸 63.2km～72.0km 付近(鴻巣市～熊谷市)が破堤した場合、氾濫水が本市に到達する時間は、市北部でおおよそ 12 時間後、市南部でおおよそ 15 時間前後と予想されています。

本市における荒川浸水想定区域を次に示します。

■荒川水系荒川浸水想定区域図



資料：蓮田市地域防災計画

イ 利根川及び小山川浸水想定区域

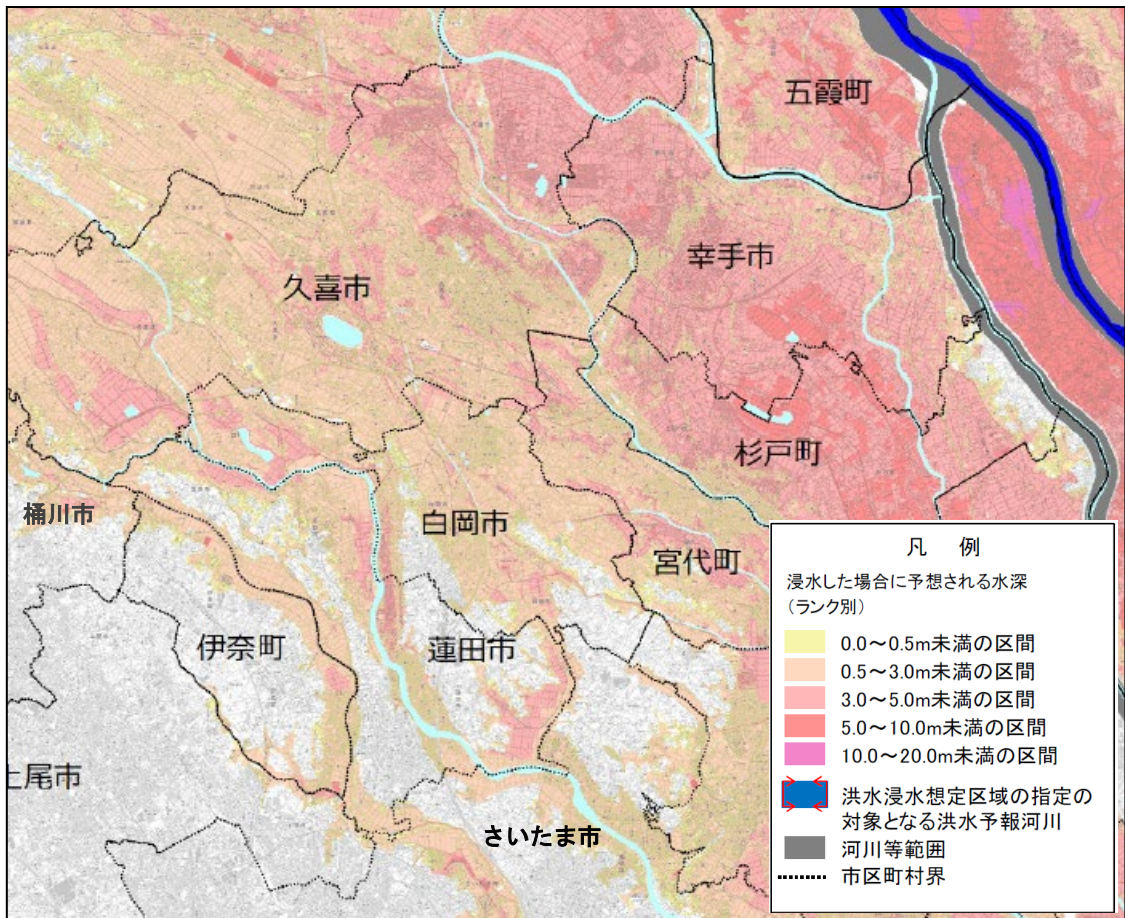
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所では、平成 27 年 5 月の水防法の一部改正に伴い、想定され得る最大規模の降雨（利根川上流域の八斗島上流域の 3 日間総雨量 491mm）によって利根川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めています。

利根川の氾濫水が本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる利根川右岸 151km～168.5km 付近が破堤した場合、氾濫水が本市に到達する時間は、市北部でおおよそ 12 時間後と予想されています。

また、利根川水系小山川の影響は、想定され得る最大規模の降雨に伴う洪水による利根川の氾濫があった場合、約 24 時間で氾濫水が本市に到達すると予測されます。

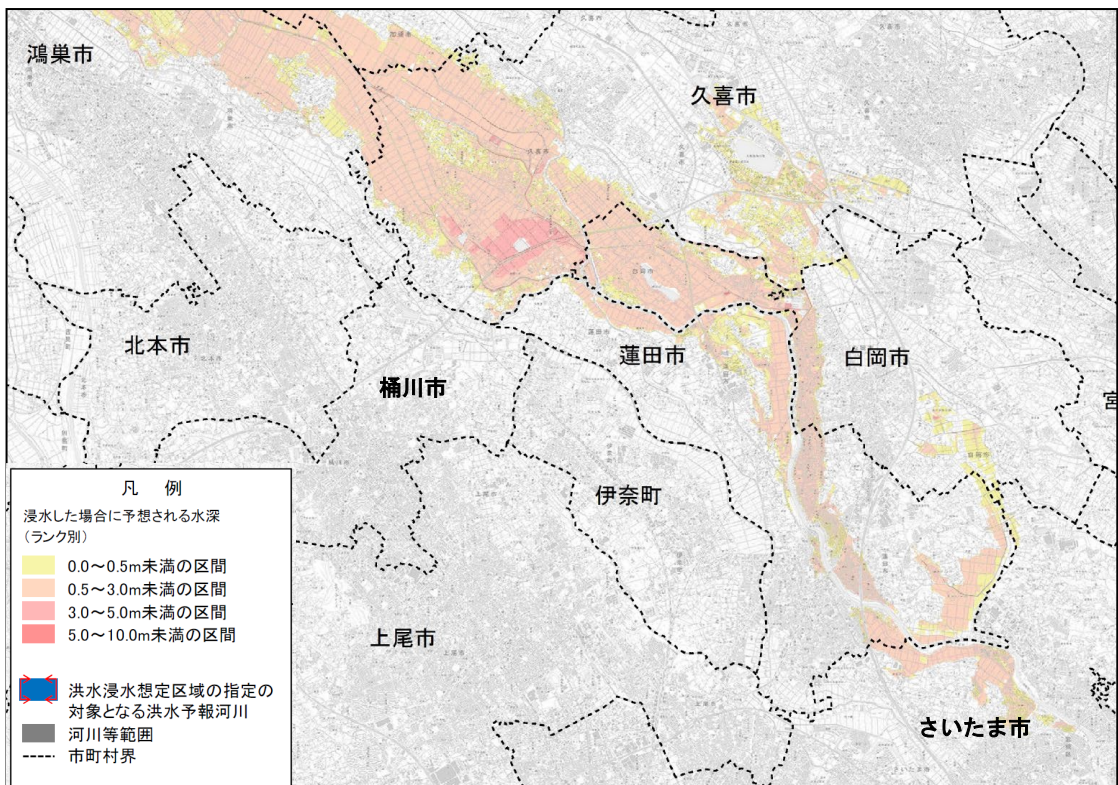
本市における利根川浸水想定区域及び小山川浸水想定区域を次に示します。

■利根川水系利根川浸水想定区域図



資料：蓮田市地域防災計画

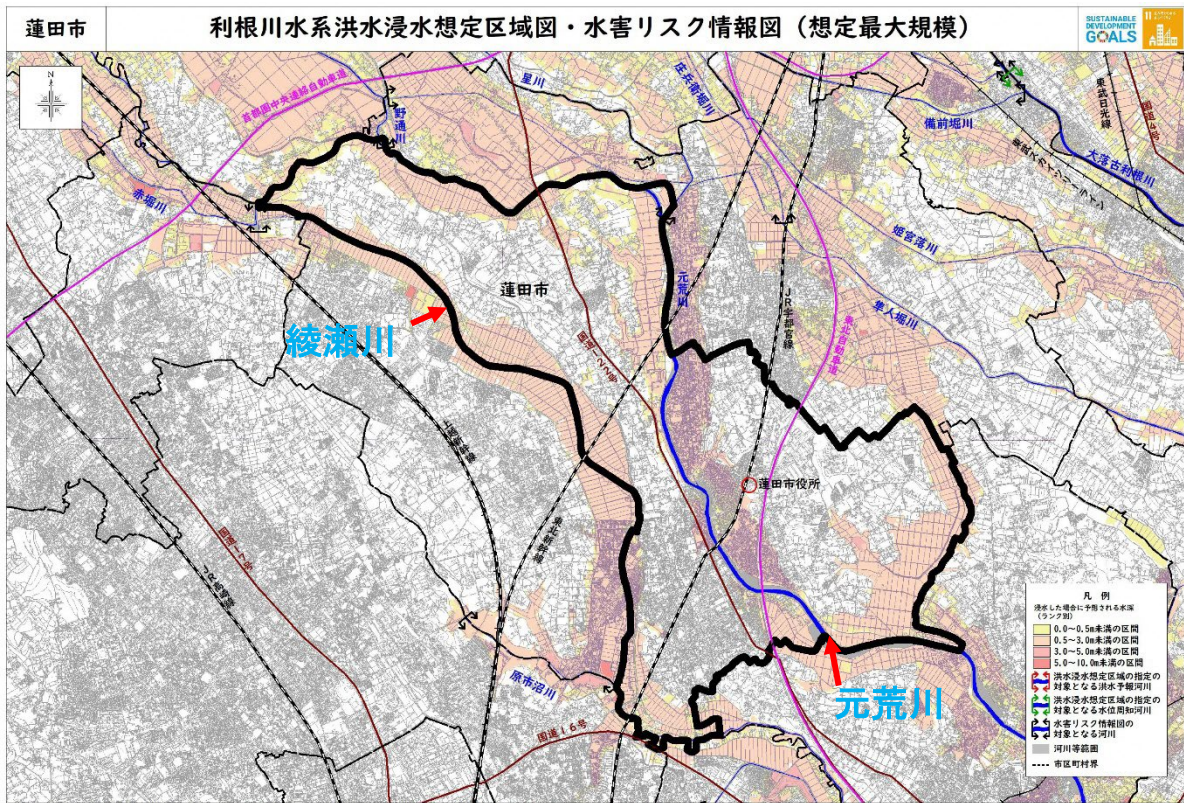
■利根川水系小山川浸水想定区域図（大臣管理区間）



〈3〉 浸水想定区域（県管理河川）

埼玉県では、水防法で公表が定められている県管理の洪水予報河川及び水位周知河川（18河川）について浸水想定区域図を作成・公表していますが、これらの河川による本市への影響はありません。また、県が管理する、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川については、想定最大規模の降雨における浸水想定区域等を水害リスク情報図として公表しています。本市にかかる県管理河川の水害リスク情報図を次に示します。

■ 県管理河川の水害リスク情報図



資料：埼玉県「利根川水系洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）」

- 注1）上図は、利根川水系中川流域の県管理区間について想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、洪水した場合に想定される水深を表示したものです。
- 注2）作成時点の利根川水系中川流域河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- 注3）各シミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫及び内水による氾濫を考慮していません。

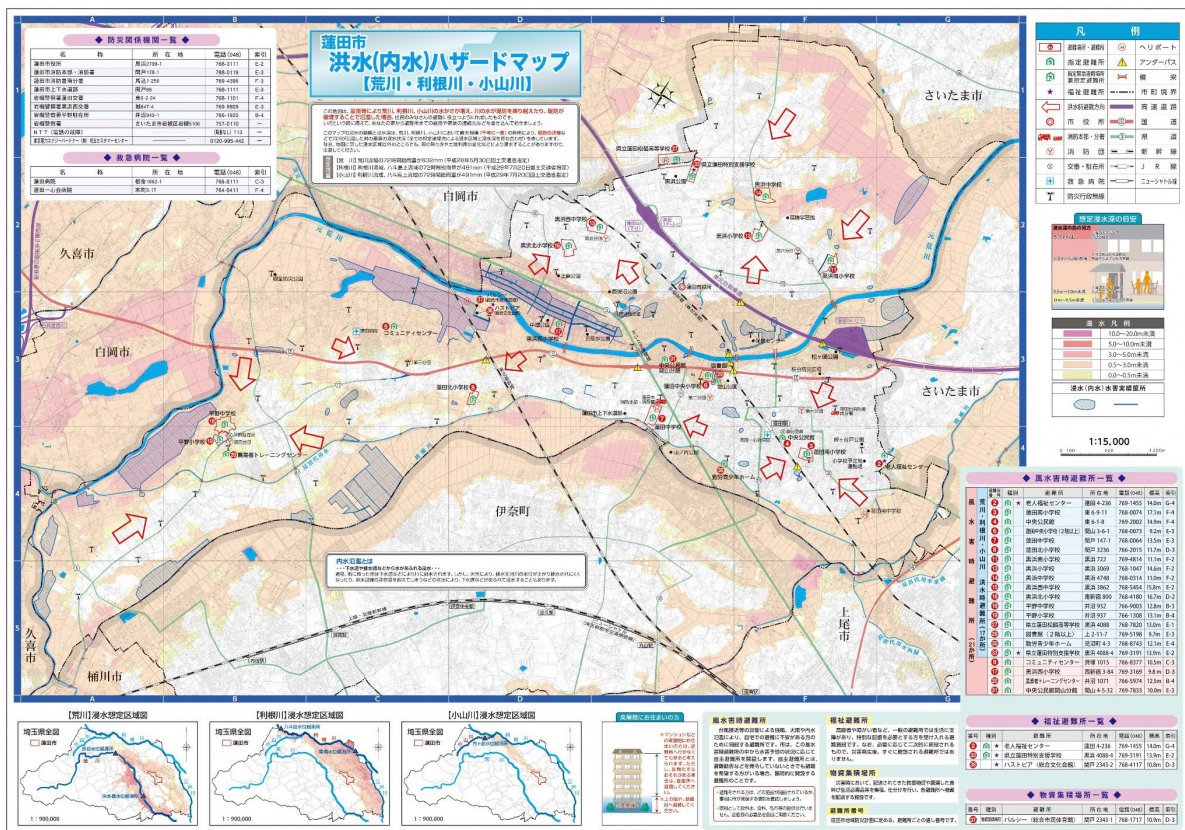
■利根川水系の浸水想定区域・水害リスク情報について

流域名	図名	作成主体	公表年月日	蓮田市で対象となる河川	算出の前提となる降雨
中川流域	利根川水系中川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図(想定最大規模)	埼玉県 県土整備部 河川砂防課	令和2年 5月26日	綾瀬川 元荒川	中川流域の 48時間総雨量 596mm

＜4＞ 蓮田市の浸水想定区域

荒川、利根川及び小山川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合の浸水予想結果に基づいて浸水する範囲とその程度及び避難場所を示し、新たに近年の大雨による浸水実績区域を加えた蓮田市の洪水ハザードマップを次に示します。

■蓮田市洪水避難地図(洪水ハザードマップ)



資料：蓮田市洪水(内水)ハザードマップ

注1) 図の詳細については「蓮田市洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」を参照。
 注2) 「蓮田市洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」は、荒川浸水想定区域、利根川浸水想定区域のデータを基に、蓮田市の標高を判断基準に入れて作成しています。

(3) 大雪

県内の降雪は、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により発生することが多く、以下に、本市（県内の記録含む）の大雪の記録を表示します。

暦年	大雪（県内の記録含む）
平成 26 年 (2014 年)	2月8日～2月9日にかけて大雪
	2月14日～2月15日にかけて大雪 秩父 98 cm、熊谷 62 cmの積雪を記録（熊谷地方気象台の観測史上1位） 『本市の雪害記録』 降雪でビニールハウスが27棟（パイプ21棟、鉄骨4棟、その他2棟）倒壊し、トマトや小松菜、ほうれん草、春菊、きゅうりに被害

資料：蓮田市地域防災計画

(4) 竜巻（突風）

風害の原因の一つである竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴があります。年間を通じて、いつでもどこでも発生しますが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域に多く発生しています。

また、台風を原因とする風害では、令和元年9月台風15号により、千葉県を中心として、電柱等の構造物の倒壊や家屋屋根の被害など、広域にわたる大規模な災害が生じています。

本市では、これまでのところ、竜巻による被災記録は残されていません。

以下に、県内の竜巻の記録を表示します。

暦年	竜巻
平成 25 年 (2013 年)	9月2日の竜巻により越谷市・松伏町が被災
	9月15日から16日にかけての台風18号に伴う竜巻により熊谷市・行田市・滑川町が被災

資料：蓮田市地域防災計画

(5) 放射性物質事故

本市は、東海第二原子力発電所から約100kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しています。原子力災害時においては、福島第一原子力発電所事故の事例を想定すると、事故後の気象条件等によっては本市においても広域的に放射性物質による影響が考えられます。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が大気中に放出され、広域放射能汚染が発生しました。文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果、県内では、三郷市と吉川市の東部に放射能汚染地域があり、秩父市にホットスポットの広がりが認められましたが、本市を含むその他の多くの地域は、毎時0.1マイクロシーベルト以下でした。

市では、事故後に毎年、市内の小・中学校の校庭、保育園・幼稚園の園庭及び公園等において放射線量を継続して測定していますが、測定値はいずれの地点も、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づく一般公衆の線量限度である年間1ミリシーベルトを下回っています。

2. 脆弱性評価と強靱化のための推進方針

(1) 評価手順

本計画では、本市の取組（施策及び事業）における脆弱性評価（評価及び課題の整理）を実施し、評価結果をもとに、起きてはならない最悪の事態を回避するため、地域の強靱化を推進するための方針を定めました。

(2) 起きてはならない最悪の事態（本市におけるリスクシナリオ）

本計画は、市の地域特性等を踏まえ、4つの「基本目標」を達成するため、9つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして、38の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定にあたっては、国土強靱化基本計画及び埼玉県地域強靱化計画で設定されている内容について、本市の過去の災害履歴や地域特性、教訓等を照らし合わせ、適宜内容の追加や削除、表現の修正等を行い、次のとおり設定しました。

<1> 事前に備えるべき目標1 「被害発生抑制と軽減により人命を保護する」

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

- 1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
- 1-3 異常気象（大雨・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-5 大規模な事故による交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
- 1-7 災害に対する市民の知識・防災意識の差により、避難や対応が遅れて死者・負傷者が発生する事態

<2> 事前に備えるべき目標2 「救助・救急・医療活動により人命を保護する」

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

- 2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
- 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
- 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の生活状態が悪化する事態
- 2-4 災害時の避難所において疫病・感染症等が大規模発生する事態
- 2-5 地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態

<3> 事前に備えるべき目標3 「交通ネットワーク、情報通信機能を確保する」

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

- 3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
- 3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
- 3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態
- 3-4 物資の輸送が長期間停止する事態
- 3-5 情報通信が混乱・途絶する事態
- 3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

<4> 事前に備えるべき目標4 「災害後に必要不可欠な行政機能を確保する」

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

- 4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
- 4-2 災害発生時に、行政が行う応急対応が大量に発生する事態

<5> 事前に備えるべき目標5 「生活・経済活動に必要なライフラインを確保する」

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

- 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
- 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給停止が長期化する事態
- 5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態
- 5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
- 5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

<6> 事前に備えるべき目標6 「経済活動機能を維持する」

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

- 6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
- 6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

<7> 事前に備えるべき目標7 「二次災害を防止する」

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

- 7-1 消火力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態
- 7-2 浸水抑制機能が大幅に低下する事態
- 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

<8> 事前に備えるべき目標8 「災害発生後、迅速な再建・回復を実施する」

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
- 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
- 8-4 荒廃地が大幅に増加する事態
- 8-5 広域かつ長期的な大雨被害が発生する事態
- 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
- 8-7 文化財の崩壊等により、有形・無形の文化が衰退・損失する事態

<9> 事前に備えるべき目標9 「帰宅困難者に対応できる環境を整備する」

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

- 9-1 多数の帰宅困難者が発生する事態

(3) 施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされている（基本法第17条第4項）ことから、設定した最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、最悪の事態に至らないようにするために、蓮田市の状況に応じて本計画の対象となる地域強靱化に関する施策分野を設定します。

本計画は、総合振興計画との整合を図りながら、国土強靱化に資する施策の指針として、本市の様々な計画の指針となるものです。本市の最上位計画である総合振興計画では、基本構想で定める基本政策を実現する手段として、政策・施策・主要事業を定めています。国土強靱化に関する施策・事業を明確化し、施策分野ごとに脆弱性評価を行うため、総合振興計画の基本政策Ⅰ～Ⅵの内容を踏まえて、施策分野を6分野に区分し、設定します。

施策分野	対応する総合振興計画の基本政策
基本政策Ⅰ (子ども・子育て支援・教育)	未来の希望が輝くまちをつくる
基本政策Ⅱ (福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)	健康で安心して暮らせるまちをつくる
基本政策Ⅲ (生涯学習・文化・スポーツ・人権)	学び合い、豊かな心を育むまちをつくる
基本政策Ⅳ (産業・就労・農業)	地域の資源が活きるまちをつくる
基本政策Ⅴ (環境・基盤整備)	潤いのある快適なまちをつくる
基本政策Ⅵ (地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)	地域活動が活性化されたまちをつくる

(4) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と施策分野、関係部局の 相関

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）について、前項で設定した6つの施策分野、関係部局との相関表をそれぞれ表示します。

■「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と施策分野の相関表

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1.被害発生 の抑制と軽 減により人 命を保護す る	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3	異常気象（大雨・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5	大規模な事故による交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
	1-7	災害に対する市民の知識・防災意識の差により、避難や対応が遅れて死者・負傷者が発生する事態
2.救助・救 急・医療活動 により人命 を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の生活状態が悪化する事態
	2-4	災害時の避難所において疫病・感染症等が大規模発生する事態
	2-5	地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
3.交通ネッ トワーク、情 報通信機能 を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
	3-5	情報通信が混乱・途絶する事態
	3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4.災害後に 必要不可欠 な行政機能 を確保する	4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
	4-2	災害発生時に、行政が行う応急対応が大量に発生する事態
5.生活・経 済活動に必 要なライフ ラインを確 保する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給停止が長期化する事態
	5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6.経済活動 機能を維持 する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7.二次災害 を防止する	7-1	消火力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態
	7-2	浸水抑制機能が大幅に低下する事態
	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
8.災害発生 後、迅速な再 建・回復を実 施する	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4	荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5	広域かつ長期的な大雨被害が発生する事態
	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
	8-7	文化財の崩壊等により、有形・無形の文化が衰退・損失する事態
9.帰宅困難 者に対応でき る環境を整備 する	9-1	多数の帰宅困難者が発生する事態

基本政策Ⅰ (子ども・子育て支援・教育)	基本政策Ⅱ (福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)	基本政策Ⅲ (生涯学習・文化・スポーツ・人権)	基本政策Ⅳ (産業・就労・農業)	基本政策Ⅴ (環境・基盤整備)	基本政策Ⅵ (地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)	No.
	○			○		1-1
	○			○		1-2
	○			○		1-3
○	○					1-4
	○					1-5
	○				○	1-6
	○				○	1-7
	○					2-1
	○					2-2
	○			○	○	2-3
○	○	○				2-4
	○				○	2-5
				○		3-1
	○					3-2
	○					3-3
				○		3-4
	○				○	3-5
	○				○	3-6
	○				○	4-1
	○					4-2
	○					5-1
				○		5-2
	○					5-3
	○			○		5-4
○	○				○	5-5
	○		○	○		6-1
					○	6-2
	○					7-1
	○			○		7-2
				○		7-3
				○	○	8-1
	○			○		8-2
	○				○	8-3
			○	○		8-4
	○					8-5
	○		○			8-6
		○				8-7
	○					9-1

■「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と関係部局

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		関係部局
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	危機管理課
		みどり環境課
		都市計画課
		建築指導課
		消防課
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	危機管理課
		庶務課
		みどり環境課
		建築指導課
1-3	異常気象（大雨・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	危機管理課
		農政課
		道路課
		消防課
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	危機管理課
		道路課
1-5	大規模な事故による交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	みどり環境課
		消防課
		自治振興課
		道路課
1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	都市計画課
		危機管理課
1-7	災害に対する市民の知識・防災意識の差により、避難や対応が遅れて死者・負傷者が発生する事態	庶務課
		危機管理課
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	消防課
		危機管理課
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	健康増進課
		消防課
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の生活状態が悪化する事態	みどり環境課
		水道課
		下水道課
		蓮田白岡衛生組合
2-4	災害時の避難所において疫病・感染症等が大規模発生する事態	危機管理課
		健康増進課
		子ども支援課
		みどり環境課
2-5	地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態	文化スポーツ課
		危機管理課
		自治振興課

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		関係部局
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	危機管理課
		みどり環境課
		道路課
		都市計画課
		建築指導課
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	自治振興課
3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態	危機管理課
		都市計画課
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態	危機管理課
		道路課
3-5	情報通信が混乱・途絶する事態	危機管理課
		消防課
3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	危機管理課
4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	危機管理課
		自治振興課
4-2	災害発生時に、行政が行う応急対応が大量に発生する事態	危機管理課
		庶務課
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	危機管理課
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給停止が長期化する事態	みどり環境課
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態	水道課
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	下水道課
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	福祉課
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	危機管理課
		農政課
		商工課
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態	商工課
7-1	消火力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態	消防課
7-2	浸水抑制機能が大幅に低下する事態	農政課
		道路課
		下水道課
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態	危機管理課
		みどり環境課
		建築指導課
		消防課

起きてはならない最悪の事態		関係部局
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	みどり環境課
		蓮田白岡衛生組合
8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	農政課
		道路課
		都市計画課
		下水道課
8-3	境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	道路課
8-4	荒廃地が大幅に増加する事態	農政課
8-5	広域かつ長期的な大雨被害が発生する事態	農政課
		道路課
		下水道課
8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	政策調整課
		商工課
		福祉課
		長寿支援課
		子ども支援課
8-7	文化財の崩壊等により、有形・無形の文化が衰退・損失する事態	社会教育課
9-1	多数の帰宅困難者が発生する事態	危機管理課
		総合窓口管理課

(5) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する強靱化推進方針とSDGsの対応

持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールと169のターゲットのうち、日本として特に注力すべきものとして持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成28年（2016年））が策定され、日本の「SDGsのモデル」の確立に向けた取組として、「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」が示され、国土強靱化計画の推進が位置づけられています。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために設定する強靱化推進方針について、SDGsのゴールとの対応表を次のページに表示します。対応する10のゴールは以下のとおりです。

■ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する強靱化推進方針に対応するSDGsの10のゴール



■「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する強靱化推進方針とSDGsの17のゴールの対応表

No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
2	1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
3	1-3	異常気象（大雨・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
4	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
5	1-5	大規模な事故による交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
6	1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
7	1-7	災害に対する市民の知識・防災意識の差により、避難や対応が遅れて死者・負傷者が発生する事態
8	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
9	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
10	2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の生活状態が悪化する事態
11	2-4	災害時の避難所において疫病・感染症等が大規模発生する事態
12	2-5	地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
13	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
14	3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
15	3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態
16	3-4	物資の輸送が長期間停止する事態
17	3-5	情報通信が混乱・途絶する事態
18	3-6	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
19	4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
20	4-2	災害発生時に、行政が行う応急対応が大量に発生する事態
21	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
22	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給停止が長期化する事態
23	5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
24	5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
25	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
26	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
27	6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
28	7-1	消火力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態
29	7-2	浸水抑制機能が大幅に低下する事態
30	7-3	危険物・有害物質等が流出する事態
31	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
32	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
33	8-3	境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
34	8-4	荒廃地が大幅に増加する事態
35	8-5	広域かつ長期的な大雨被害が発生する事態
36	8-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
37	8-7	文化財の崩壊等により、有形・無形の文化が衰退・損失する事態
38	9-1	多数の帰宅困難者が発生する事態


SDGs の 17 のゴール					
「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化推進方針	5	11	17	1-1	
	11			1-2	
	5	11		1-3	
	11			1-4	
	3	11		1-5	
	11			1-6	
	11	17		1-7	
	5	11		2-1	
	3	11	17	2-2	
	6	12		2-3	
	3	11		2-4	
	11			2-5	
	11			3-1	
	3			3-2	
	11			3-3	
	11			3-4	
	11			3-5	
	11			3-6	
	3	11	16	4-1	
	11			4-2	
	11			5-1	
	7			5-2	
	6			5-3	
	6			5-4	
	3	17		5-5	
	2	8	11	17	6-1
	8				6-2
	5	11	17		7-1
	11				7-2
	11	12	17		7-3
	12				8-1
	11				8-2
11				8-3	
8	17			8-4	
11				8-5	
8	17			8-6	
11				8-7	
11				9-1	

3. 脆弱性評価の結果と強靱化のための推進方針の設定


本市の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）毎に、本市の取組（施策及び事業）における脆弱性の評価を行い、強靱化のための推進方針を定めました。



(1) 被害発生抑制と軽減により人命を保護する


〈起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）〉	
1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【消防施設設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害形態が複雑・多様化しており、大規模な火災や災害の発生時に消防力が不足するため、消防施設設備の計画的な更新・整備を行っていく必要があります。 ○火災に強い安心・安全なまちづくりを目指し、消防水利等の消防施設の整備を推進し、消防庁舎の保守・改修を進める必要があります。 <p>【消防団等の地域防災力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団員の確保や、消防活動訓練や資機材の充実等により消防団等の地域の防災力の強化を行っていく必要があります。 ○自主防災組織等へ消防訓練や研修実施の支援を行い、防災意識や知識・技術の普及に努め、地域の防災力を高めていく必要があります。 <p>【空き家等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○延焼拡大や倒壊等のおそれがある空き家等については、撤去等の対応を行っていく必要があります。 <p>【延焼被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物密集地では、建物の不燃化・耐震化とともに、火災に強い市街地整備を推進し、延焼被害の抑制を図る必要があります。 <p>【市民への防火意識の啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の出火要因で多いのは、ガスコンロや石油ストーブ等の器具です。地震等による出火防止のため、火を消すこと、器具周囲の可燃物を除去すること等、火災予防知識を市民に周知する必要があります。 ○各家庭、事業所等における出火防止措置の徹底を図る必要があります。



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">強 靑 化 推 進 方 針</p>	<p>【消防力の充実・強靑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○13m放水塔付き消防車両等や救助資機材の計画的な整備に努め、火災への対応の充実・強靑を図ります。 ○消防水利等の消防施設整備を推進し、消防庁舎の保守・改修を進めます。 <p>【地域防災力の充実・強靑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防本部、消防団、自主防災組織等の連携を強靑し、消防体制の充実に努めます。 ○消防団の環境・装備の充実・強靑を図り、魅力の発信等による消防団員の確保と消防活動訓練の実施による組織力強靑に努めます。 ○自主防災組織等への支援を行い、防火・防災意識や知識・技術の普及に努めます。 <p>【空き家等対策の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家等の実態調査結果を基に、倒壊のおそれがある空き家等の所有者に、撤去等を含む適正な管理を求めるほか、空き家バンク※の活用を推進します。 <p>【火災に強靑い市街地整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物の不燃化・耐震化や防火・準防火地域の拡大、オープンスペースの確保等の火災に強靑い市街地整備を推進します。 <p>【火災予防の充実・強靑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭における消火器の設置を推奨します。 ○住宅火災による被害を低減するため、すべての住宅に住宅用火災警報設備等の設置を促進します。 ○防火対象物及び危険物施設等に対して立ち入り検査を実施し、火災予防上の不備欠陥事項については是正指導を行います。 ○住民及び事業者等に対して防火を呼びかけ、出火防止、初期消火及び安全避難について指導します。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施 策 分 野</p>	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全) 基本政策Ⅴ(環境・基盤整備)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">S D G s 17</p>	


※空き家バンク：空き家の賃貸・売却を希望する方から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する方に紹介する制度



1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【地域防災力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災時の被害抑制のため、自主防災組織の育成・強化を支援していく必要があります。 ○震災時に市民が自らの安全を確保できるよう、防災活動への参加や防災への備え等の啓発活動を推進する必要があります。 <p>【空き家等の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○倒壊等の危険が生じないように、撤去等を含む適正管理や利活用を行っていく必要があります。
強靱化推進方針	<p>【地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自助・共助体制の整備を行うほか、自主防災組織の育成や各種防災に関する研修会、防災訓練の支援を行い、地域全体での防災意識の向上を図ります。 ○避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画書の作成を行います。 <p>【空き家等対策の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○空き家等の実態調査結果を基に、倒壊のおそれがある空き家等の所有者に、撤去等を含む適正な管理を求めるほか、空き家バンクの活用を推進します。
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)</p> <p>基本政策Ⅴ(環境・基盤整備)</p>
S D G s 17	

1-3 異常気象（大雨・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【河川氾濫による被害】</p> <p>○風水害時に荒川や利根川等の河川の氾濫による被害を軽減するため、水門等の整備や排水路施設等の適正な維持管理と整備を行う必要があります。</p> <p>【住民避難】</p> <p>○水害時に市民が適切な避難行動を行えるように、防災教育等により防災意識の醸成を図る必要があります。</p> <p>○自力での避難が困難な方への支援体制を構築する必要があります。</p> <p>○避難行動要支援者の把握を進めるとともに、全ての方に対する個別避難計画を推進していく必要があります。</p> <p>○災害弱者となりうる子育て世帯向けに防災訓練を実施し、子育て世帯だからこそ知っておかなければならない災害時に対する備えの普及啓発を行う必要があります。</p> <p>○早い段階から避難情報や河川水位情報等の正確な情報発信を多様な手段を用いて市民に発信する必要があります。</p> <p>【水防体制】</p> <p>○災害時に消防団の水防活動が迅速かつ的確に遂行できるために、機材の確保と人材の育成を行い、地域の水防力の強化を図る必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【排水路施設等の適正な維持管理と整備】</p> <p>○水門や排水路施設等の適正な維持管理と整備に努め、継続的に排水路及び遊水地の除草や浚渫の実施、仮設ポンプの設置による冠水対策等を行い、河川の氾濫による浸水被害の軽減を図ります。</p> <p>【避難行動の円滑化】</p> <p>○自主防災組織の育成や避難訓練等の支援、洪水ハザードマップ、蓮田市地図情報システム等の周知を行い、早めの避難行動と防災意識の定着を図ります。</p> <p>○避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画書の作成を行います。</p> <p>○子育て世代に焦点をあてた啓発活動や訓練を実施し、防災意識の高揚を図ります。</p> <p>○氾濫の危険性が高まった場合に、防災行政無線、安心安全メール等、災害発生前及び発生時に、あらゆる情報手段を活用して正確な情報伝達ができるよう、物的及び人的体制の整備を図ります。</p> <p>【消防団等の水防体制の充実・強化】</p> <p>○消防団員の確保や、水防本部での定期的・継続的な水防訓練の実施及びボート等の必要な資器材の確保を進め、水防体制の充実・強化を図ります。</p>
施策分野	<p>基本政策Ⅱ（福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全）</p> <p>基本政策Ⅴ（環境・基盤整備）</p>
SDGs 17	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>  </div> </div>



1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【崖地等での被害】</p> <p>○蓮田市の地形上大規模な土砂災害に関する危険性は高くないと考えられますが、擁壁等がある場所における被害の発生や危険防止対策として、避難計画等の作成及び市民への周知を進める必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【被害増大・混乱の防止】</p> <p>○地域防災計画等について、随時見直しや周知に取り組みます。</p> <p>○開発許可制度等の宅地造成の適正な審査及び検査により、土砂災害等の発生抑制を図ります。</p>
施策分野	<p>基本政策Ⅰ(子ども・子育て支援・教育)</p> <p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)</p>
SDGs 17	




1-5 大規模な事故による交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【交通機関の被災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に運行中の列車やバス等での被害が最小限となるように、各交通機関の運行事業者と連携した対策を行っていく必要があります。 ○列車が横転、脱線、停電等により停止してしまうと、帰宅困難者が多数発生する可能性が高く、軌道敷から最寄りの駅や避難所等への誘導対策が必要となります。 <p>【負傷者等の救出、救助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○列車の横転等が生じた際は、多数の死傷者が出る可能性が高いため、迅速な救出、救助ができるように、必要な機材や人員を整備する必要があります。
強靱化推進方針	<p>【耐震化・体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運行事業者へ災害時の被害抑制に向けた対策の実施を呼びかけます。 ○鉄道事業者に対して、耐震化を要望し、災害発生時の協力体制の構築を進めます。 ○帰宅困難者に対する安全な避難誘導が行えるように、関係機関との連絡体制や避難手順の構築を進めます。 <p>【負傷者等の救出、救助対応力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○迅速な救助、救出ができるように、救助工作車、多目的利用が可能な消防ポンプ自動車等を含む機材の整備と、人材の確保や育成を進めます。
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)
SDGs 17	 



1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【行政機能の継続・復旧】</p> <p>○災害発生時に避難情報の伝達等の災害対応を適切に実施するために、行政機能及び業務の継続・早期復旧を図る必要があります。</p> <p>○災害時の混乱防止のため、行政職員等への防災関係の計画やマニュアルの周知、防災教育の充実化を図る必要があります。</p> <p>【情報伝達】</p> <p>○災害情報や避難情報を確実に伝達するために、情報伝達体制の整備を図る必要があります。</p> <p>【住民避難】</p> <p>○「高齢者等避難」の速やかな発令と、避難行動要支援者を支援する方に早い段階での情報伝達や支援を行う必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【行政機能の維持・早期復旧】</p> <p>○災害時に拠点となる市役所本庁舎の、非常用電源や備蓄燃料、建物の機能強化を図ります。</p> <p>○「蓮田市地域防災計画」、「蓮田市立地適性化計画」、「業務継続計画（BCP）」、「職員初動マニュアル」、「避難所運営マニュアル」に基づき災害対策を講じ、これらの計画等について実効性を高めるため、適宜見直しや修正に取り組むとともに、行政職員への周知や防災教育の充実を図ります。</p> <p>【多様な情報伝達体制の整備】</p> <p>○災害時における情報伝達体制の整備として、防災行政無線の維持管理を行うとともに、防災行政無線の内容や緊急情報等をメールで配信する安心安全メール、移動系デジタル防災行政無線、衛星携帯電話、SNS等あらゆる情報機器を活用して、地域や災害の種別に応じた多様な情報伝達体制の整備を図ります。</p> <p>【避難行動要支援者への対応】</p> <p>○避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画書の作成・管理を行います。</p>
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)</p> <p>基本政策Ⅵ(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)</p>
SDGs 17	

1-7 災害に対する市民の知識・防災意識の差により、避難や対応が遅れて死者・負傷者が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【防災に関する知識・意識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内転入者に、自宅付近の危険性や避難のための知識及び防災意識の定着を図る必要があります。 ○事業所、自主防災組織等を対象に、防災に関する知識や技術の普及とともに、防災意識の定着に努める必要があります。 ○自主防災組織の育成や各種防災に関する研修会、防災訓練の支援を行い、自助・共助による初動体制を整備する必要があります。 ○各種防災に関する研修会、防災訓練への市民参加を促進し、防災に関する知識や意識の定着を図る必要があります。
強化推進方針	<p>【防災に関する知識の普及等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内転入者にハザードマップや防災啓発資料の配布を行い、自宅付近の危険性や避難のための知識及び防災意識の定着を図ります。 ○消防訓練、防火講話、救命講習会、AED講習会、応急手当等講習会の開催を支援するとともに、消防団とも連携を図り地域全体で防火防災意識の向上を図ります。 ○自主防災組織の育成支援を継続するとともに、新規設立を自治会等に働きかけ、防災への備えなどの啓発活動を行っていきます。 ○各種防災に関する研修会、防災訓練を実施し、市民の参加を促進します。
施策分野	<p>基本政策II(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全) 基本政策VI(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)</p>
SDGs 17	 


(2) 救助・救急・医療活動により人命を保護する

2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	
脆弱性評価	<p>【災害対応力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時には救助・救急需要が急増するため、消防団員の確保や消防活動訓練により消防団等の災害対応力の強化を行っていく必要があります。 ○多目的利用が可能な消防ポンプ自動車や救助工作車、救急車等の緊急車両や各種資機材を計画的に整備し、複雑多様化する災害や増加する救急需要に対し、市民の安心・安全の確保を図る必要があります。 <p>【救急業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の医療・救急需要の増加に対応するため、救急業務の高度化・拡充化を図り、救急隊員の知識・技術の向上に努める必要があります。 <p>【地域防災力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の設立・育成を支援し、地域住民の連携による地域防災力の強化を進めていく必要があります。 <p>【緊急消防援助隊等消防広域応援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、緊急消防援助隊等の消防広域応援体制に基づき、応援及び受援対応の相互連携を図る必要があります。
強靱化推進方針	<p>【消防団等の災害対応力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○13m放水塔付き消防車両等や救助工作車、救急車等の緊急車両や救助資機材の計画的な整備に努め、複雑・多様化する災害への対応の充実・強化を図ります。 ○消防団の環境整備及び装備の充実・強化を図り、魅力の発信等による消防団員の確保と消防活動訓練の実施による組織力強化に努めます。 <p>【医療と救急の連携・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各病院研修内容の充実を図り、医療と救急の連携・強化に努めるとともに、外部の研修にも積極的に参加できる環境を整備し、外部で得た知識や技術を内部で共有することで、救急救命士等の知識及び技術向上を図ります。 <p>【地域防災力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の自助・共助の連携による地域の安全確保や被害抑制に向けて、自主防災組織の設立・育成支援や防災訓練等の実施により、地域防災力の強化を図ります。 <p>【緊急消防援助隊等消防広域応援体制の連携・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急消防援助隊埼玉県応援・受援計画、埼玉県下消防相互応援協定等に基づき、消防力の広域応援体制の強化を図るとともに、訓練を定期的に行い更なる連携・強化に努めます。
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)
SDGs 17	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> </div>


2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	
脆弱性評価	<p>【救急・応急処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の医療・救急需要の増加に対応するため、救急業務の高度化・拡充化を図り、救急隊員の知識・技術の向上に努める必要があります。 ○公共施設等への AED 設置を維持し、取扱い、応急手当等の正しい知識と技術の習得を促進する必要があります。 ○医療機関に搬送する前のトリアージを実施するため、必要な場所と応急救護テントや機材を準備する必要があります。 <p>【医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療需要が急増するため、市民が必要なときに必要な保健医療サービスを受けられるよう、関係機関と連携して地域の救急医療体制の整備を図る必要があります。 ○災害時の医療機能の維持に向けて、必要な資機材や医薬品を確保可能な体制を整備する必要があります。 <p>【衛生体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一度に多数の遺体処置需要が生じることから、保管場所や衛生資材の確保が可能な体制を整備する必要があります。
強靱化推進方針	<p>【救急・応急処置の強化・充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各病院研修により、医療と救急の連携・強化に努めるとともに、救急救命士等の知識・技術の向上を図ります。 ○公共施設等に設置された AED の適切な管理を行うとともに、応急手当等の正しい知識と技術の習得するための応急手当講習の受講を市民に呼び掛けます。 <p>【医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に市民がいつでも安心して医療サービスを受けられるように、「休日急患診療業務」及び「東部北地区第二次救急の病院群輪番制病院運営事業等」の支援を行います。 ○地域の救急医療体制の整備のため、蓮田市医師会、南埼玉郡市医師会との協力体制の整備及び幸手、加須保健所との連携を図ります。 ○医療体制を確保するため、医薬品、資機材等の計画的な備蓄を推進するとともに、事業者等との連携・協定締結により、災害時の的確な確保が可能な体制の構築を図ります。 <p>【衛生体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○衛生体制を確保するため、遺体の一時保管場所となる施設の選定や必要な資機材、人員体制等の構築を図ります。
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)
SDGs 17	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>3</p> <p>すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17</p> <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>


2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の生活状態が悪化する事態	
脆弱性評価	<p>【ライフラインの長期停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の給水停止対策として、水道ビジョンに基づき、老朽管路の更新及び耐震化事業を進めていく必要があります。 ○災害時に継続して公共下水道利用者へ適切なサービスの提供を行うため、適切な維持管理を行うとともに、施設の耐震化を進めていく必要があります。 ○災害時の廃棄物処理機能の停止対策として、蓮田白岡衛生組合について、災害時の対応を想定した施設更新・BCP（業務継続計画）の見直しを図っていく必要があります。 <p>【衛生・生活環境の悪化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の下水道環境悪化対策として、し尿汲取り槽や単独浄化槽から合併浄化槽へ転換促進及び適切な維持管理を啓発していく必要があります。 ○災害時の公共下水道及び農業集落排水を維持するため、下水道施設の浸水対策を進めていく必要があります。 ○洪水により蓮田白岡衛生組合施設の電気設備や、農業集落排水処理施設や公共下水道のポンプ施設等が、水没し機能停止をしないように施設整備を進めていく必要があります。 ○災害時には電気、都市ガス等の停止により生活環境が悪化するため、ソーラーパネルの普及やカセットボンベ等の活用を進める必要があります。
強靱化推進方針	<p>【適切な維持管理と耐震化、耐水化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い上水道施設の整備を実施するため、管路耐震化計画に基づき、継続的に老朽化した重要配水管の更新工事を進め、耐震化を図ります。 ○災害時に継続して公共下水道利用者へ適切なサービスの提供を行うため、維持管理計画を策定し適切な維持管理を行うとともに、施設の耐震化による災害対策と不明水対策を進めます。 ○蓮田白岡衛生組合について、災害時の対応を想定した施設更新や設備のリニューアル、BCP（業務継続計画）の見直しを図ります。 ○各施設が洪水により機能停止しないように、施設の耐水化を図ります。 <p>【衛生・生活環境の悪化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を補助金の交付等により促進し、浄化槽の利用者には浄化槽の適切な維持管理についてチラシの回覧等を通じた啓発を行っていきます。 ○安定した下水道サービスを提供するため、下水道施設の浸水対策を進めていくほか、下水道ストックマネジメント計画及び農業集落排水処理施設最適整備構想に基づき、下水道施設の更新等のスケジュールを定め、施設の更新を進めます。 ○災害時の電気、都市ガス等の停止による生活環境の悪化に備え、ソーラーパネルの普及やカセットボンベ等の活用を進めます。
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)</p> <p>基本政策Ⅴ(環境・基盤整備)</p> <p>基本政策Ⅵ(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)</p>
SDGs 17	 


2-4 災害時の避難所において疫病・感染症等が大規模発生する事態	
脆弱性評価	<p>【疾病・感染症の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の避難所等、人が集まる場所での感染のおそれがある疾病の発生等を予防するために予防接種の勧奨を行っていく必要があります。 ○災害時の避難所での疫病・感染症予防の知識を市民に周知していく必要があります。 <p>【3密（密集、密接、密閉）の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所に感染予防及び感染後対応資機材を備蓄する必要があります。 ○3密にならないよう避難所の整備をする必要があります。
強靱化推進方針	<p>【疾病・感染症の拡大対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時から感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するために、市民への広報活動や予防接種を実施していきます。 ○市民に対し、国や県の情報提供に努めるとともに、庁内の調整と関係機関等との連携を図り、感染拡大防止に関する対策に取り組みます。 <p>【3密（密集、密接、密閉）を避ける環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策に必要な感染予防及び感染後対応資機材等の計画的な備蓄に努めます。 ○空間にゆとりのある避難所の整備を進めます。
施策分野	<p>基本政策Ⅰ(子ども・子育て支援・教育)</p> <p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)</p>
SDGs 17	


2-5 地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態	
脆弱性評価	<p>【地域の共助体制の機能不全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に機能する地域の共助体制づくりに向けて、多様な地域コミュニティづくりを推進していく必要があります。 ○災害時に機能する地域の共助体制づくりに向けて、自治会への加入や地域活動への参加促進等を行っていく必要があります。 ○自主防災組織の設立・育成を支援し、必要な資機材の備蓄を進め、地域住民の連携による地域防災力の強化を進めていく必要があります。
強靱化推進方針	<p>【地域の共助体制づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティづくりの推進や自治会活動の活性化、自治会への加入や地域活動への参加を促進するため補助金の交付等の支援を行います。 ○自治会への補助金の交付等により自治会活動の支援を行います。 ○地域住民の自助・共助の連携による地域の安全確保や被害抑制に向けて、自主防災組織の設立・育成支援や防災訓練等の実施や、必要な資機材の備蓄により、地域防災力の強化を図ります。
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全) 基本政策Ⅵ(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)</p>
SDGs 17	


(3) 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する


3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	
脆弱性評価	<p>【沿線建築物の倒壊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未管理の空き家等の倒壊により、道路が閉塞するおそれがあり、空き家等の管理や倒壊家屋を速やかに撤去する対策が必要です。 <p>【交通ネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に、橋りょうの倒壊や道路の陥没等により交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、被害を拡大させないためにも、日頃から定期的な点検・修理等を行い、震災に備える必要があります。 ○災害時に、道路の閉塞等により交通ネットワークが分断されるおそれがあり、ルートを多重化し、交通ネットワークを強化する必要があります。 <p>【狭隘道路での閉塞発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に閉塞のおそれがある狭隘道路等の解消や道路改良が必要です。 ○電柱倒壊による道路閉塞を回避する必要があります。
強靱化推進方針	<p>【建築物の倒壊による道路閉塞の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○倒壊した家屋を速やかに撤去するため、重機等の活用に向け民間事業者と協定を締結します。 ○空き家等の実態調査結果を基に、倒壊のおそれがある空き家等の所有者に、撤去等を含む適正な管理を求めるほか、空き家バンクの活用を推進します。 ○電柱倒壊による道路閉塞の回避のため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進します。 <p>【交通ネットワークの強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橋りょうの耐震化と定期的な点検・修理を進めます。 ○市内道路の日常的な点検と対策を実施し、対策必要箇所の早期発見に努めます。 ○スマートインターチェンジの整備など、都市計画道路や幹線道路の整備を推進し、ルートを多重化することで交通ネットワークの強化を図ります。 ○交通ネットワークの強化として、埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）の蓮田市までの延伸を推進します。 <p>【狭隘道路での閉塞発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域からの要望に基づき、閉塞のおそれがある狭隘道路の解消や渋滞の激しい交差点、見通しの悪い交差点の改良等を行います。
施策分野	基本政策V(環境・基盤整備)
SDGs 17	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>

3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【交通事故の発生】</p> <p>○災害時の道路交通の混乱を防止するため、信号機のない交差点などに、視認性を向上させる道路反射鏡（カーブミラー）や安全を確保する区画線を整備し、交通事故を未然に防止していく必要があります。</p> <p>【安全施設の不足】</p> <p>○災害時の停電による信号機停止等、交差点等での安全施設の不足による道路交通の混乱を防止する必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【安全施設の整備・維持】</p> <p>○交通事故発生のおそれがある道路や交差点等への区画線、道路反射鏡、街路灯等の交通安全施設の整備について、緊急性や危険度を考慮し、優先度の高いものから計画的に整備を行うとともに、既存施設の補修・維持管理についても、適正に実施します。</p> <p>【信号機への電源付加】</p> <p>○災害時の停電に起因する信号機の機能停止による道路交通の混乱を防止するため、災害対策上重要な信号機に対して自動起動型の信号機電源付加装置の整備を進めます。</p>
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)
SDGs 17	


3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態	
脆弱性評価	<p>【旅客の輸送停止】 ○鉄道輸送の長期間停止等の事態に対応するため、代替輸送手段の確保に努める必要があります。</p> <p>【帰宅困難者の発生】 ○旅客の輸送停止に伴い、帰宅困難者の発生が想定されるため、一時滞在施設や避難所の確保、備蓄品の確保を進める必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【代替輸送手段の確保】 ○鉄道事業者やバス事業者等と連携し、代替輸送手段の確保方策の検討を行っていきます。</p> <p>○東日本大震災時（平成23年（2011年）3月11日）に即日復旧・終夜運転を開始した代替輸送の実績から、JR宇都宮線（東北本線）の代替輸送方法として、埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）等の整備を推進します。</p> <p>【帰宅困難者を想定した備蓄品の確保】 ○旅客の輸送停止に伴う帰宅困難者の発生を想定し、一時滞在施設や避難所の防災倉庫に食糧や毛布などの備蓄品、災害対策用備品を計画的に整備します。</p>
施策分野	基本政策Ⅱ（福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全）
SDGs 17	


3-4 物資の輸送が長期間停止する事態	
脆弱性評価	<p>【物資輸送体制】</p> <p>○災害時に必要な物資を確実に輸送・供給するための輸送体制の整備が必要です。</p> <p>【緊急輸送道路】</p> <p>○緊急輸送道路や幹線道路の整備の推進が必要です。</p>
強靱化推進方針	<p>【物資輸送体制の強化・充実】</p> <p>○市の輸送車両等の計画的な整備・運用により、輸送力の強化・充実を図ります。</p> <p>○県や近隣自治体、民間運送事業者等との連携強化方策を検討し、物資輸送体制の構築を図ります。</p> <p>【緊急輸送道路】</p> <p>○災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、緊急輸送道路や広域幹線道の整備を推進します。</p>
施策分野	基本政策 V (環境・基盤整備)
SDGs 17	

3-5 情報通信が混乱・途絶する事態	
脆弱性評価	<p>【情報収集・発信手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時は、固定一般回線や携帯電話の不通、情報通信の混乱・断絶が予想されることから、情報の収集・伝達手段の多重化を進める必要があります。 ○通信が混乱する事態での情報通信手段として有効な災害伝言サービス等の活用を図る必要があります。 <p>【消防設備の老朽化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防指令システム（高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線・NET119）の保守・改修を進める必要があります。
強靱化推進方針	<p>【情報発信手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線の内容や緊急情報等をメールで配信する安心安全メールを周知徹底し、登録者の増加を図ることで難聴区域の対策を講じます。 ○移動系デジタル防災行政無線の操作の習得、運用方法を定め、災害時に活用できるように努めます。 ○通信が混乱する事態での情報通信手段として有効な災害伝言サービスの活用を進めるため、事業者と連携して普及促進を図ります。 ○広域的な通信手段確保のための衛星携帯電話や、迅速な情報伝達を行うコミュニティ放送の整備等の検討を行います。 <p>【消防設備の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化に伴い、消防指令システム（高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線）の更新を行います。
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全) 基本政策Ⅵ(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)</p>
SDGs 17	


3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	
脆弱性評価	<p>【情報の正確性の低下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に受信環境等の影響で聞き取りが困難な地域の発生や誤情報の拡散が発生するおそれがあります。災害時にあらゆる情報手段を活用して情報伝達できるよう、体制の整備を図る必要があります。 ○災害情報の情報発信時に、高齢者世帯や日本語以外の言語話者等の要配慮者に情報が正確に伝えられる体制を整備する必要があります。
強化推進方針	<p>【情報の正確性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時における情報伝達体制の整備として、防災行政無線の維持管理を行うとともに、情報の伝達手段を増やすため、防災行政無線の内容や緊急情報等をメールで配信する安心安全メールを周知徹底し、登録者の増加を図ることで難聴区域の対策を講じます。 ○移動系デジタル防災行政無線の操作の習得、運用方法を定め、災害時に活用できるよう努めます。 ○多言語又はやさしい日本語による情報発信体制の整備を図ります。 ○災害時における情報伝達体制の整備として、避難所住民への広報情報や安否確認が行えるよう SNS を活用した情報発信体制を強化します。
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全) 基本政策Ⅵ(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)</p>
SDGs 17	


(4) 災害後に必要不可欠な行政機能を確保する


4-1 治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	
脆弱性評価	<p>【治安の悪化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の治安が悪化するおそれがあるため、防犯協会等の啓発活動等、自主防犯組織への支援を行っていく必要があります。 ○街路灯の計画的な整備や LED 化を推進し、災害時にも安心安全な住環境を整備していく必要があります。 ○災害時の不安や混乱の防止に向け、情報伝達体制の整備を図っていく必要があります。
強靱化推進方針	<p>【治安維持体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○キャンペーン等の啓発活動や地域防犯推進委員の増員、自主防災組織への支援等により、防犯体制の強化を図ります。 ○街路灯の計画的な整備を行うとともに、適切な維持管理に努めます。また、既存街路灯の灯具老朽状況を確認し、街路灯の LED 化を推進します。 ○防災行政無線の操作の習得や運用方法を定め、災害時に活用できるよう努めます。 ○様々な通信連絡体制の確保のため、IP 無線機について計画的に整備を進めます。 ○「安全安心メール」について、引き続き重要な情報伝達手段の一つとして、登録者の拡充を図ります。
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全) 基本政策Ⅵ(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)</p>
SDGs 17	


4-2 災害発生時に、行政が行う応急対応が大量に発生する事態	
脆弱性評価	<p>【公共建築物の環境整備不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時であっても、すべての人が公共建築物を円滑に利用できるよう、幼少者や高齢者、身体の不自由な方等にも配慮された環境整備を図っていく必要があります。 <p>【行政機能の低下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の初動体制を整備し、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。 ○防災計画等の計画について実行性を高める必要があります。 ○遠隔地との応援体制を強化し、連携が充実できるよう相互協力体制を構築していく必要があります。 ○災害時における行政の情報伝達体制の維持・強化を図るとともに、情報伝達手段の拡充を進める必要があります。
強靱化推進方針	<p>【公共建築物の環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の公共建築物の活用を想定し、幼少者や高齢者、身体の不自由な方等にも配慮された環境整備を行い、建物の機能強化を図るための改修等を進めます。 <p>【行政機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織への支援を継続するとともに、新規設立を自治会等に働きかけていきます。 ○防災への備えなどの啓発活動を自治組織に対し行います。 ○地域防災計画等の見直しや周知に取り組むほか、避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画書の作成・管理を行います。 ○災害時相互応援協定を締結している長野県松川町と相互の防災訓練などを通じてさらなる防災支援体制の充実・強化を図ります。 ○移動系デジタル防災行政無線の操作の習得、運用方法を定め、災害時に活用できるよう努めます。 ○様々な通信連絡体制の確保のため、IP 無線機についても計画的に整備します。 ○「安全安心メール」について、引き続き重要な情報伝達手段の一つとして登録者の拡充を図ります。
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)
SDGs 17	



(5) 生活・経済活動に必要なライフラインを確保する

5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	
脆弱性評価	<p>【災害時の物資不足】</p> <p>○災害時の物資の不足に備え、市内の避難所等に設置されている防災倉庫に食糧や毛布などの備蓄品、災害対策用備品を計画的に整備していく必要があります。</p> <p>【遠隔地自治体との連携不足】</p> <p>○災害時における遠隔地自治体との不足物資の融通等の応援及び復旧活動に万全を期すため、危機管理担当はもとより、復旧・復興に関連するあらゆる担当（避難所運営・給水・防疫・文教等）の連携が充実できるよう相互協力体制を構築していく必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【災害時の物資の確保】</p> <p>○埼玉県地震被害想定における食糧需要量相当の備蓄を行うほか、防災備蓄倉庫の傷み具合を調べ、計画的に入れ替えを行います。</p> <p>○備蓄品の整理、保管場所等の確保を図っていきます。</p> <p>【遠隔地自治体との連携強化】</p> <p>○復旧・復興に関するあらゆる担当の連携が充実できるよう相互協力体制を構築し、防災支援体制の充実・強化を図ります。</p>
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)
SDGs 17	





5-2 電気・ガス等のエネルギー供給停止が長期化する事態	
脆弱性評価	<p>【エネルギー供給の長期停止】</p> <p>○災害時、自家発電設備での稼働可能時間には限りがあるため、民間と連携し、緊急時に必要な場所への燃料供給、ガス及び燃焼機器等の提供が行われる体制の整備を進めていく必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【エネルギー供給の確保】</p> <p>○災害時にもエネルギー供給を確保するため、民間事業者等と連携し、緊急時の燃料供給、ガス及び燃焼機器等の提供が行われる体制の整備を図ります。</p> <p>○災害時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの自立分散化や、蓄電池の整備を促進します。</p>
施策分野	基本政策Ⅴ(環境・基盤整備)
SDGs 17	

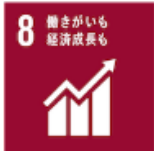
5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態	
脆弱性評価	<p>【給水の長期停止】</p> <p>○災害時の給水停止対策として、水道ビジョンに基づき、災害に強い上水道施設の実現と効率的なマネジメントについて検討し、老朽管路の更新及び耐震化事業を進めていく必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【インフラの耐震強化】</p> <p>○災害に強い上水道施設の整備を行うため、管路耐震化計画に基づき、継続的に老朽化した重要配水管の更新工事を進め、耐震化を図ります。</p>
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)
SDGs 17	

5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	
脆弱性評価	<p>【汚水処理の長期停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に継続して公共下水道利用者へ適切なサービスの提供を行うため、維持管理計画を策定し適切な維持管理を行うとともに、施設の耐震化による災害対策と不明水対策を進めていく必要があります。 ○災害時の下水道環境悪化対策として、し尿汲取り槽や単独浄化槽から合併浄化槽へ転換促進及び適切な維持管理を啓発していく必要があります。
強靱化推進方針	<p>【インフラの耐震強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在の事業認可区域の早期完成のため、新設道路の整備や蓮田サービスエリア（下り線）の改築に伴う県道の改良事業に合わせて汚水管の埋設を進めます。 ○下水道経営戦略の策定作業の中で、経営基盤の強化及び下水道の整備計画を検討します。 ○下水道ストックマネジメント計画に基づき、汚水管の調査点検を進めるほか、老朽化した西新宿汚水中継ポンプ場の設備の更新を行います。 ○単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。 ○浄化槽を使用している方に浄化槽の適切な維持管理について啓発を行います。 ○災害時における農業集落排水処理施設の対応力強化のため、施設や設備の耐震化と定期的な更新を実施します。
施策分野	<p>基本政策Ⅱ（福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全） 基本政策Ⅴ（環境・基盤整備）</p>
SDGs 17	




5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	
脆弱性評価	<p>【担い手の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域を基盤に活動するさまざまな団体やボランティア等が活動しやすい環境を整備し、活動を推進していく必要があります。 ○災害時の地域活動の担い手や地域のリーダーとなる人材の育成を図る必要があります。
強靱化推進方針	<p>【防災意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、ボランティアコーディネーターを設置し、地域活動・ボランティア活動の推進を継続します。 ○災害ボランティアの支援要請や、その受入れ態勢の整備を図ります。 ○手話奉仕員養成講座（基礎）や手話通訳者養成Ⅰ課程を行い、手話の普及に努めます。 ○社会福祉協議会にて、各種のボランティア養成講座、学校での福祉教育等を通じて、広く地域活動の担い手育成を図ります。
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全) 基本政策Ⅵ(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)</p>
SDGs 17	 


(6) 経済活動機能を維持する




6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	
脆弱性評価	<p>【生産力の低下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の農業生産力低下対策として、効率的な農業の展開と農地利用集積等の整備を進めていく必要があります。 ○災害時の農業生産力低下対策として、後継者の育成及び新規就農者の確保を図っていく必要があります。 ○災害時の産業機能の低下対策として、商業団体等と連携した対応を進めていく必要があります。 ○気象災害での対策として、被害の発生回避・被害軽減設備等の投資を行う農業者や被災から農業を再開しようとする農業者へ支援を行っていく必要があります。 <p>【業務機能の低下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内事業者等に対して、災害に対する事前対策の重要性、必要性を周知し、BCP（業務継続計画）の作成に関する指導、助言等支援を行い、災害に強い事業者育成を進めていく必要があります。
強靱化推進方針	<p>【生産力の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ほ場の大型化や用排水路の更新、補修等の農業基盤の整備を行うとともに、県や農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進します。 ○農業労働力を確保するため、県や南彩農業協同組合と連携し、資金の援助、農業技術や農業経営の指導・サポートの実施等により、働く意欲のある後継者や新規就農者等が活躍できるように支援していきます。 ○安定した農業生産を確保するため、農業用機械の共同導入等、農業団体へ支援していきます。また、関係機関と連携して、被害の発生回避・被害軽減設備等の設置、更新等の支援を行います。 ○産業の機能維持を図るため、商業団体や商店街の事業と連携した対応や地場産業の活性化、創業支援等を推進します。 <p>【業務機能の維持・早期復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内事業者の BCP（業務継続計画）の作成や見直しの支援に取り組むとともに、職員への周知や防災教育の充実を図ります。 ○防災への備えなどの啓発活動を自治会に対し行います。
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全) 基本政策Ⅳ(産業・就労・農業) 基本政策Ⅴ(環境・基盤整備)</p>
SDGs 17	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>2 飢餓をゼロに</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>8 働きがいの経済成長も</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>

6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態	
脆弱性評価	<p>【経済活動の停滞】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の機能停止が発生した場合の金融機関等の体制・対応について確認する必要があります。 ○事業者等に向けて、融資体制の構築を図っていく必要があります。
強靱化推進方針	<p>【災害融資の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○融資制度の見直しや周知に取り組みます。
施策分野	基本政策VI(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)
SDGs 17	


(7) 二次災害を防止する

7-1 消火力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【災害形態の複雑・多様化】</p> <p>○消防等の緊急車両や各種資機材を計画的に整備し、複雑多様化する災害や増加する救急需要に対し安心安全の確保を図る必要があります。</p> <p>【消防施設の老朽化】</p> <p>○消防水利等の消防施設の整備を推進し、消防施設の保守・改修を進める必要があります。</p> <p>【救助・救急需要の増加】</p> <p>○災害時の救助・救急需要の急増に備え、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進し、処遇や装備の整備を図る必要があります。</p> <p>○事業所、自主防災組織等を対象に、消防訓練やAED講習を実施し、防災意識や知識・技術の普及に努める必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【消防施設の整備】</p> <p>○老朽化に伴い、消防指令システム（高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線）の更新を行います。</p> <p>○外国人に対応する多言語通訳システムや聴覚障がい者に対応する NET119 等、緊急通報システムの保守、改修等を行います。</p> <p>○消防ポンプ自動車を、市の実情に合わせた機能を有する 13m放水塔付き消防車両等へ更新を行います。</p> <p>【消防施設の保守・改修】</p> <p>○消火栓の増設、老朽化した消火栓の修繕及び更新、震災等を想定し、耐震性の防火水槽の整備を行います。</p> <p>○消防施設の保守、改修等を行います。</p> <p>【防火・防災意識の向上】</p> <p>○自治会や自主防災組織との関係を築くとともに、各種イベントに積極的に参加し消防団の魅力を発信し団員確保に努めます。</p> <p>○大規模災害や風水害等に対応するため、救急救助資器材を整備し充実強化に努めます。</p> <p>○消防訓練、防火講話、救命講習会、AED 講習会、応急手当等講習会の開催を支援するとともに、消防団とも連携を図り地域全体で防火防災意識の向上を図ります。</p>
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)
SDGs 17	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>


7-2 浸水抑制機能が大幅に低下する事態	
脆弱性評価	<p>【洪水調整機能の低下】</p> <p>○継続的に排水路及び遊水池の除草や浚渫を実施し、大雨による洪水被害の軽減を図る必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【洪水調整機能の確保】</p> <p>○排水路施設等の整備事業の早期完成に努め、継続的に排水路及び遊水池の除草や浚渫の実施、河川逆流防止用ゲートの設置及び排水ポンプの増強による洪水対策等を行います。</p>
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)</p> <p>基本政策Ⅴ(環境・基盤整備)</p>
SDGs 17	

7-3 危険物・有害物質等が流出する事態	
脆弱性評価	<p>【危険物・有害物質の流出】</p> <p>○災害時の危険物・有害物質等の保管・回収のルールについて、事業者等への周知・確認を進めていく必要があります。</p> <p>【危険廃棄物の発生】</p> <p>○築年数が古い建築物や空き家等の倒壊により、アスベスト等の建築材の廃棄処理が予想されるため、環境汚染防止に努める必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【危険物・有害物質の取扱い方法の周知】</p> <p>○危険物・有害物質等の保管場所等を確認し、取扱い方法の周知を徹底します。</p> <p>○高圧ガス施設に関しては、関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関する指導、助言を行い、育成・強化を図ります。</p> <p>【環境汚染防止対策の徹底】</p> <p>○アスベスト等の建築材を使用している建物の実態調査と撤去工事を行います。</p> <p>○空き家等の実態調査結果に基づき空き家等対策を行います。</p>
施策分野	<p>基本政策Ⅴ(環境・基盤整備)</p>
SDGs 17	  

(8) 災害発生後、迅速な再建・回復を実施する

8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	
脆弱性評価	<p>【廃棄物処理機能の低下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の廃棄物処理機能低下対策として、蓮田白岡衛生組合の経済的・効率的な運営に努め、廃棄物の安全な処理に向けた支援を行っていく必要があります。 ○蓮田白岡衛生組合等の廃棄物処理施設について、災害時の対応を想定した施設更新・BCP（業務継続計画）の見直しを図る必要があります。 ○ごみ焼却施設等の耐用年数を考慮し、施設のリニューアル又は更新の検討を十分に行い、施設整備を実施していく必要があります。 ○災害時の廃棄物処理機能低下対策として、市民のごみに対する意識の向上を図り、ごみの減量化や資源の再利用等、市内の地域住民で組織する団体が行う資源回収事業を支援していく必要があります。
強靱化推進方針	<p>【廃棄物の適切な処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○蓮田白岡衛生組合の運営を支援するため、資源物持ち去り防止パトロールの支援や、組合運営費を負担します。 ○災害時の対応を想定した施設更新や BCP（業務継続計画）の見直し・修正に取り組みます。 ○蓮田白岡衛生組合が運営するごみ処理施設等の適正な管理・更新を促進します。 ○し尿処理施設の更新について、公共下水道・農業集落排水と一体的な計画を図ることで経済的で効率的な処理が行えることから下水道放流方式等の検討を行います。 ○関係団体と調整しながら今後の奨励金等を検討します。 ○ごみの減量化や資源の再利用を進めるため、地域住民で組織する団体の行う資源回収事業に対し、奨励金を交付します。 ○ごみ焼却施設等のリニューアル又は更新について、外部評価の結果を元に位置づけを行い、経済効率性に配慮しつつ施設整備を進めます。
施策分野	<p>基本政策V(環境・基盤整備) 基本政策VI(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)</p>
SDGs 17	


8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態



脆弱性評価	<p>【基盤インフラの崩壊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災に備え、橋りょうの耐震化を図り、定期的に橋りょう点検を行うとともに、計画的に修繕を進め、橋りょうの長寿命化を図る必要があります。 ○災害に備え、道路の安全性及び快適性の向上、道路環境の保全のため、道路の修繕や道路排水施設の整備などを実施していく必要があります。 ○排水路施設等の適正な維持管理と整備を行い、大雨による浸水被害の軽減を図る必要があります。 <p>【被災市街地の無秩序な市街化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災市街地において、無秩序な市街化が健全な復興の妨げとなる事態を回避するため、建築基準法第 84 条※による建築制限及び被災市街地復興推進地域の都市計画決定により、無秩序な市街化を抑制する必要があります。
強靱化推進方針	<p>【インフラの維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○蓮田市内の橋長 2m 以上の橋りょうについて、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、順次、修繕工事を進めます。先行して、東北自動車道を跨ぐ跨道橋 4 橋の耐震化を行います。 ○橋長 2 m 以上の橋りょうの定期点検業務を継続的に実施し、点検結果に基づき計画的に修繕工事を進めます。 ○継続して蓮田駅東口・西口駅前広場の管理、市内道路の舗装修繕、緊急補修、砂利道整正工事、安全対策工事、道路排水整備工事、街路樹の維持管理、道路の除草、側溝清掃等を実施し、道路環境の安全性・快適性の確保を図ります。 ○準用河川の補修・改修や黒浜調整池の整備、農業施設の用排水路等の適正な整備と維持管理を行います。 ○継続的に排水路及び遊水池の除草や浚渫を実施し、大雨による浸水被害の軽減を図ります。 <p>【被災市街地の無秩序な市街化の抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災後すみやかに建築基準法第 84 条による建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定ができるよう、制度の周知を行うとともに、行政職員の被災初期対応の習熟を図ります。
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全) 基本政策Ⅴ(環境・基盤整備)</p>
SDGs 17	


※建築基準法第 84 条 被災市街地における建築制限

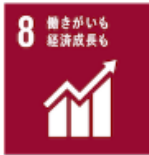

特定行政庁は、市街地に災害のあった場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から 1 月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。


2 特定行政庁は、更に 1 月を超えない範囲内において前項の期間を延長することができる。

8-3 境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	
脆弱性評価	<p>【境界情報の消失】</p> <p>○災害時の境界情報の消失等への対策として、書類の保管方法の見直し、データ化を進めていく必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【境界情報の保持】</p> <p>○書類の保管方法を確認し、データ化を進めます。</p> <p>○区域線整備を継続的に実施します。</p>
施策分野	<p>基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)</p> <p>基本政策Ⅵ(地域コミュニティ・情報発信・行財政運営・連携)</p>
SDGs 17	


8-4 荒廃地が大幅に増加する事態	
脆弱性評価	<p>【荒廃地の発生】</p> <p>○農地の被災により土地の荒廃が進み、離農による大量の耕作放棄地が発生するおそれがあるため、農業の担い手の育成や、農業経営体の強化、企業の農業参入を促進していく必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【担い手の育成・経営体の強化】</p> <p>○農業労働力を確保するため、県や南彩農業協同組合と連携し、資金の援助、農業技術や農業経営の指導・サポートの実施等により、働く意欲のある後継者や新規就農者等が活躍できるように支援していきます。</p> <p>○市内に点在するまとまった遊休農地及び貸出を希望している農地について、県や農業委員会と連携し、参画を図る農業関連企業へ紹介していきます。</p> <p>○国の制度を活用し、農地や農業用水利施設の維持を図るための地域の共同活動を支援します。</p>
施策分野	<p>基本政策Ⅳ(産業・就労・農業)</p> <p>基本政策Ⅴ(環境・基盤整備)</p>
SDGs 17	 

8-5 広域かつ長期的な大雨被害が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【浸水被害の発生】</p> <p>○大雨による浸水被害の発生を防ぎ、発生した場合の速やかな復旧を図るため、排水路施設等の適正な維持管理と整備、排水能力機能の強化を行い、大雨による浸水被害の軽減を図る必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【雨水処理施設の計画的な整備】</p> <p>○準用河川の補修・改修や黒浜調整池の整備、農業施設用の排水路等の適正な整備と維持管理を行うとともに、継続的に排水路及び遊水池の除草や浚渫を実施し、大雨による浸水被害の軽減を図ります。</p> <p>○大雨による浸水被害の発生を防ぎ、発生した場合の速やかな復旧を図るため、排水機場ゲートの嵩上げや強制排水設備の更新と機能強化を図ります。</p>
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)
SDGs 17	

8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	
脆弱性評価	<p>【人的資源の不足】</p> <p>○自宅の被災等による労働力減少対策として、地域や世代を問わず就労の支援を得る必要があります。</p> <p>【復旧機能の停滞】</p> <p>○災害時には、行政及び企業のBCP(業務継続計画)の確実な運用により機能の早期回復を図る必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【就労の支援、ボランティア活動のための環境整備、活動の推進】</p> <p>○関係機関と連携し、あらゆる世代にわたり意欲のある人材の就労を支援します。</p> <p>○地域を基盤に活動するさまざまな団体やボランティア等が支援をしやすい環境を整備し、活動を推進します。</p> <p>【復旧機能の早期回復】</p> <p>○行政及び企業のBCP(業務継続計画)の確実な運用により機能の早期回復に努めます。</p> <p>○災害時相互応援協定を締結している長野県松川町と相互の防災訓練などを通じてさらなる防災支援体制の充実・強化を図ります。</p>
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全) 基本政策Ⅳ(産業・就労・農業)
SDGs 17	 

8-7 文化財の崩壊等により、有形・無形の文化が衰退・損失する事態	
脆弱性評価	<p>【文化財の損失】</p> <p>○災害時に文化財の損失が発生しないように、記録保存・保護を行っていく必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【文化財の記録保存・保護】</p> <p>○文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、蓮田市文化財保護条例にのっとり、発掘調査を実施し、記録保存を行い文化財の保護に努めます。</p> <p>○指定後劣化している指定文化財に対して保存処置、デジタル復元、解説板設置を行い、文化財の保護に努めます。</p>
施策分野	基本政策Ⅲ(生涯学習・文化・スポーツ・人権)
SDGs 17	

(9) 帰宅困難者に対応できる環境を整備する

9-1 多数の帰宅困難者が発生する事態	
脆弱性評価	<p>【公共施設等の備蓄物資の不足】</p> <p>○帰宅困難者のための飲料水や食糧、生活物資等を公共施設等に備蓄しておく必要があります。</p>
強靱化推進方針	<p>【防災資機材の定期的な確認と拡充】</p> <p>○公共施設等の防災備蓄倉庫の傷み具合を調べ、交換が必要な倉庫について、計画的に入れ替えを行います。</p> <p>○蓮田駅周辺公共施設の防災備蓄スペースの防災備蓄品の在庫状況を管理し、不足物資の補充と食料等の定期的な更新を進めます。</p> <p>○備蓄品の整理、保管場所の拡充等を行います。</p>
施策分野	基本政策Ⅱ(福祉・保健・医療・防犯・防災・生活の安全)
SDGs 17	

4. 重点的に推進する取組

本計画では、地域の実情や過去の災害履歴、地形地勢等を考慮し、特に対応すべき「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のとおり抽出し、それを回避するために強靱化を推進する取組として、重点的に推進する取組を設定します。

これらに該当する取組は、特に積極的な推進に努めるものとします。

重点的に推進する取組に係る個別の事業については、「市域の強靱化を推進する主な事業一覧」に「重点的に推進する取組に係る個別事業」として掲載しています。

事前に備えるべき目標（行動目標）	重点的に推進する取組に係る「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」
1 被害発生の抑制と軽減により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 1-3 異常気象（大雨・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-5 大規模な事故による交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の生活状態が悪化する事態 2-4 災害時の避難所において疫病・感染症等が大規模発生する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態 3-4 物資の輸送が長期間停止する事態 3-5 情報通信が混乱・途絶する事態
4 災害後に必要不可欠な行政機能を確保する	4-2 災害発生時に、行政が行う応急対応が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保する	5-2 電気・ガス等のエネルギー供給停止が長期化する事態 5-3 取水停止等により、給水停止が長期化する事態 5-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態 5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 経済活動機能を維持する	6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害を防止する	7-1 消火力低下等により、大規模延焼火災が発生する事態 7-2 浸水抑制機能が大幅に低下する事態
8 災害発生後、迅速な再建・回復を実施する	8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 荒廃地が大幅に増加する事態 8-5 広域かつ長期的な大雨被害が発生する事態
9 帰宅困難者に対応できる環境を整備する	9-1 多数の帰宅困難者が発生する事態



蓮田市 総合政策部 政策調整課

〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1

電話番号:048-768-3111(代表) ファクシミリ:048-765-1700

メール:kikaku@city.hasuda.lg.jp

ホームページ <https://www.city.hasuda.saitama.jp/>